

〈史料紹介〉

「善峯寺実相坊賢良日次」(三)

—元禄十年正月から同十一年六月—

母 利 美 和

この史料は、京都府西京区大原野小塩町に境内地を持つ天台宗寺院、西山善峯寺の七坊の一つ、実相坊の住持賢良の日記である。賢良の日記は、元禄五年（一六九二）十一月から元禄十七年末までのものが確認されるが、本稿では、前稿^{〔1〕}に続く「元禄拾丑曆 日次」一冊と、掲載紙幅の制限により「元禄拾壺戌寅曆 日次」一冊の前半、正月から六月までの半年分、一年六か月分の記録を翻刻する。いずれも賢良自筆の清書本と考えられるが、今回収録できなかった元禄十一年の後半期、九月十五日から十月十九日の間、富田知郷・進藤資長らの有馬湯治御供中の善峯寺にかかる記事は、留守僧による記録を写したものと推測される。賢良による日記の伝存状況や、善峯寺における当時の実相坊賢良の役割については前々稿を参照されたい。ここでは、元禄十年・同十一年前半期の記事から注目すべき点を紹介する。

元禄十年（一六九七）

年頭諸礼 この年の元日は、一昨年和解した三鉢寺を谷之坊・圓月坊らとともに初礼として訪問し、二日は本山寺（現高槻市）の大護摩供「初寅」に松本坊や寺侍と同道して参詣。三日は松本坊での「節」に呼ばれ、六日には成就坊・松本坊を「節」に招くなど、この両坊との密な関係は続いている。八日までは寺中での年頭行事と金蔵寺や関係

村々からの諸礼をうけ、十日は一山ともに京都へ年礼に出かけ、十一日には、二条の町奉行への年礼後、青蓮院門跡での「節」に成就坊・谷之坊・仙翁坊らが惣代として参入した。正月二十九日には、食堂輪番の交替のため「寺中惣算用」が行われている。

拝領品 三月二十五日には、両山（善峯寺・金蔵寺）の江戸御礼中に桂昌院からの拝領品について記事があり、「葵御紋付五條袷²」「御屏風壹双」「からつやき（唐津焼）の舟御香炉・硯箱」を拝領した。七月十日には、「八講帷（子）一疋」宛を坊中の弟子に至るまで、また「八講一反」宛を寺中の道心者にも拝領、さらに十一月二十二日には、「公方様御筆之掛物」が桂昌院から両山へ寄付され、善峯寺へは「除一切病故、得壽命故」との趣旨で「壽」の大字掛物であった。この掛物は十月二十八日、本堂の觀世音菩薩の宝前に掛け備えられ、善峯寺の寺中が「満山出仕」して「天下安全上々様方御機嫌好御武運長久」の祈祷を行っている。

本堂・鎮守の額 三月二十七日、江戸から帰山した成就坊から、本庄宗資から両山へ「本堂額」が寄進されるとの話があり、五月には本庄家の京都御用屋敷（三本木屋敷）の木下清兵衛と上賀茂社の藤木甲斐守（生直）からの手紙により、両山の額の揮毫のため本堂の恰好の見分の上、文字の大きさが検討され、寺号は「タツ額」、山号は「横」にして木下清兵衛を通じて江戸へ草案が遣わされた。額の完成は翌年四月五日、「藤木甲斐守筆」の額を「勅額師吉兵衛」が持参、翌六日、早速本堂に掛けられ、金蔵寺では七日に掛けられている。額制作が勅額師による格式高いものであったことも注目される。また木下権之介からも、両山の「鎮守之額」を寄進することと、五月十八日に「地板之恰合」を紙に記して遣わしている。「鎮守之額」の完成記事は見られないが、「本堂額」とほぼ同じ時期に進められており、同時に完成したとも考えられる。なお、この額寄進を契機に、実相坊賢良は藤木甲斐守から七月二十四日、「筆道伝授」をうけており、八月二十七日には藤木へ「十二天清書」を持参するなど、交友を深めている。

国絵図 六月二十六日には、京都町奉行の滝川具章から御用召しがあり、谷之坊が出仕し、「国絵図」作成のため

「寺社之知行所国所」の書付を提出するようにと命じられた。その後、山城国の「国絵図」は淀藩主石川憲之が「絵図奉行」となり、十二月二十四日に淀藩からの使者により幕府からの「御書付之写」が届けられ、披見の上で「難心得」ことがあれば訪ねるよう命じられた。翌元禄十一年正月十三日には、年頭御礼として谷之坊が淀へ赴き、役人衆に「国絵図」について尋ねている。しかし、善峯寺への寺領加増により新たな寺領が割り渡されるため、二月十四日には追って指図があるまで書付の提出を延期するよう指示があった。三月十九日には、使者により四月中に書付を持参するよう命じられ、四月十二日に谷之坊・圓月坊が淀へ赴き確認し、ようやく四月二十日に谷之坊を惣代として書付を淀へ持参した。

ところが、五月二十二日になって、提出した書付について淀藩主石川憲之から口上書が届き、善峯寺からも書付で返答している。その後の経緯は本翻刻の範囲ではないが、八月十八日には、「国絵図」役人衆からの手紙により「書付之案文」が届き、去夏に幕府へ提出したものは「当寺領今里村」と書いていたが、当春に淀へ指出した書付には「上里村・下久世村」と記しており、「村書」について去冬霜月の御加増により「相違」が生じたため、書付を訂正して指出すようにと指示された。そのため、同月二十四日に訂正した知行所書付を国絵図役人衆へ圓月坊が持参している。

有馬湯治 元禄十年八月七日から賢良は、金蔵寺の桜本坊・真光坊、善峯寺の谷之坊と同道して有馬へ湯治に出かけ、同月二十四日に帰寺する。

山門大会・戒灌頂修行 九月には延暦寺において十月朔日から催される「山門大会」に出仕するため、九月十八日、実相坊賢良は成就坊・放光坊等とともに登山し、西塔南谷の常楽院を宿所として滞在した。十月二日には「山門大会」での「所立」を務め、十月五日には坂本へ下山し、来迎寺で真龍院亮英を教授とする受戒を勤めている。翌六日は放光

坊忍忠、七日は成就坊賢瑞、八日は賢良が「戒灌頂」(伝法灌頂のことか)の修行をおこない、八日に下山して三本木屋敷、九日に帰寺する。

大般若経寄附 十月八日には木下清兵衛から桂昌院が大般若経を寄附すると仰せ渡された。この大般若経は、翌元禄十一年五月九日に「大般若経調候タメ谷之坊出京」、同月十三日には「大般若経今日来ル、從三之御丸様御寄附也」と記されることから、京都で調達されたようである。同月二十一日には、「三之御丸桂昌院様今当山へ大般若御寄附、因茲今日於本堂両山転読修行ス」と、寄附された大般若経を用いて転読が挙行され、翌日、転読による祈祷札を三本木屋敷へ賢良が持参している。

寺領加増 この年十一月晦日、善峯寺と金蔵寺は元禄六年(一六九三)に幕府から両寺へ拝領した寺領五〇石宛を改め、二〇〇石宛に加増された。その発端は、元禄九年十月十二日に金蔵寺の境智坊が善峯寺に来訪、坊中が寄合相談したことにあつた。知行拝領以来、「中三年置、来春五年目め」に当たり、そのため上方寺社の「御本丸」(將軍徳川綱吉)への「御礼番」の前年に、京都町奉行に御願の上で、「江府江御覧」を命じられるようにも聞いているので、その出願可否について本庄宗資へ両山の連署状で「御覧之書状」を進上した。十一月十九日にはその返状が届き、江戸への「御礼」出府は内々に聞き届けられたようで、同二十一日には本庄家三本木屋敷の木下清兵衛に「江戸下り」の相談のため成就坊が出京し、翌二十二日には京都町奉行滝川具章へ「御願」していたようである。しかし、年が明けても連絡がないたため元禄十年正月十一日に町奉行への年頭御礼を勤めた際に伺ったところ、「定丹州殿只今迄御失念」の様子であり、再度「当月之日付」で願書を提出するよう指示された。善峯寺では、すでに本庄宗資から内々に「江戸下り」を指図されているので、成就坊を惣代とし、その弟子民部卿(岡村道仙子息)が同道することになったようで、二月六日には成就坊らの「江戸下」の振舞が松本坊で行われ、同二十九日には成就坊と金蔵寺香禅坊は江戸へ発足した。

この時点までの記事では、あくまで寺領拝領から五年目の御礼窺いのためのように見えるが、両山惣代の発足の前、二月二十四日に金蔵寺から境智坊と桜本坊が来訪し、「当年寺領加増願二江戸へ罷下候事」を木下清兵衛へ伺い、「達而御願二江戸下り度」との相談が持ちかけられた。これをうけて同月晦日には、両山から二坊ずつ出京し、木下清兵衛へ寺領加増願について相談をした。しかし、木下清兵衛の反応は厳しいものであった。まず、加増願いに「何程と分量を指して願い出ることは「天下之御作法」ではないこと、とくに加増地を「門前一職」(門前地の寺領占有のことか)と願うことは「尚以大キ成事」であるので、さきに領地拝領五年目の御礼二「江戸下り」する成就坊と香禅坊には、「両山門前二而百石ツ、」を下されるように御願いするよう指図しており、木下清兵衛も「自分も追付罷下、ともく御願」するが、「御取次」は「毛頭も成不申」とのことであった。つまり、すでに五年目の「江戸下り」御礼は、加増願いを含んでいたようである。ただし、木下清兵衛は御礼下りとは別に加増願いを主目的とした「江戸下り」は認めず、「御立腹」の様子であった。そのため、本庄宗資への両山連判の願書進上は中止し、清兵衛の指示に従うこととし、閏二月七日、改めて清兵衛宛の願書を提出した。この願書は実相坊賢良の判断で、閏二月十四日に江戸下向中の成就坊に「成就坊心入」にもなるようにと、内証で写しを送っている。

木下清兵衛は、三月六日に江戸へ発足、成就坊らは御礼を済ませ、三月十三日に江戸を発足しているので、木下清兵衛が成就坊らと江戸で行動をとめることはなかったであろう。成就坊・香禅坊は、閏二月九日に江戸着、すぐに寺社奉行永井直敬へ届け、「五年以前之様子」を尋ねられ、十五日に「御本丸御礼」を首尾よく勤め、十六日には「巻数」を進上、閏二月二十八日には「御本丸御暇」を下されたが、なお逗留を命じられ三月十三日まで逗留し江戸発足、二十四日に京着した。江戸滞在中には、しばしば本丸(將軍綱吉・桂昌院に召され、また本庄邸への將軍・桂昌院の御成にも召され、前述した「葵御紋付五條袷裳」など種々品々を拝領した。

一方、両山からの加増願いをうけて「江戸下り」した木下清兵衛は、八月十二日に京着し、実相坊に「当年御召被成候事も可有、又ハ御召無之とも此方今指図仕、両山今下し候事可有之候間、内々左様二相心得候様ニ」と、年内に幕府からの「御召」がある旨を伝え、また「四年以来知行均」（寺領年貢高の平均か）の書付を清兵衛に提出した。「御召」の意図は記録されていないが、十一月二十九日、京都町奉行から「御用之儀」を伝達するので、明晦日に京都所司代松平紀伊守宅へ出頭するよう手紙が届き、翌日京都所司代から両町奉行の立会のもと、両寺とも以前に拝領した寺領を増し、「都合二百石宛」を下される旨命じられた。それは「今度 三之御丸様依御願」とのことであった。また本庄宗資から木下清兵衛へ届いた書状によれば、十一月二十一日に桂昌院が江戸城本丸大奥に入られ、將軍綱吉へ直々の「御願」により加増が命じられたことであった。木下清兵衛の江戸での「御願」は、誰への働きかけであるか明らかではないが、両寺加増の願いは、木下清兵衛から本庄宗資に伝えられ、宗資→桂昌院→綱吉という内証ルートにより実現したと考えられる。

元禄十一年（一六九八）

年頭諸礼 この年の正月は、本堂出仕の後、二日には松本坊と同道して高槻の本山寺毘沙門天に参詣、三日は成就坊の「節」に訪問し、四日は成就坊・松本坊を「節」に招き、六日には松本坊の「節」に訪問するなど、例年通り両坊との親密な関係が見られる。八日・九日には石清水八幡宮・長岡天神・淀弁財天に参詣、十一日・十二日には青蓮院門跡や京都御用屋敷や町への年礼に出かけ、十三日には淀藩主石川憲之に谷之坊が年礼に訪問するなど、例年通りの日程で、年頭の諸礼が行われている。正月二十九日には、年行事として食堂輪番の交替のため「算用立会」を行い、実相坊が成就坊から年行事を引き継いだ。

二月朔日には、寺領加増の御礼のため江戸へ下っていた放光坊・西室坊から書状が届き、本庄家の進藤資長から当年

の年頭御礼下向に際して、両山からの献上品や本庄宗資様御一家への進物は、将来の「難儀」ともなるので、今後は無用とするのであった。両山の「難儀」となつてから、両山から「やめ」を願ひ出することは難しいので、「上々之やめ」二成り候様二」との配慮であつた。

惣境内はりこ絵図 二月三日には、元禄九年(一六九六)に拝領した背戸山の範圍の四至を示し改め、また「惣境内はりこ絵図」⁴⁾作成の記事が見られ、この日から「土形」(張り子の紙張りのことか)を始めている。

寺領加増の知行所 二月九日には在江戸の放光坊から、新たな知行所が上里村に百石余、下久世村に九十石余となり、「旧御朱印」を召し上げた上で、「新御朱印」を頂戴する旨、「内証」の書状が届き、翌十日、早速に三本木屋敷の木下清兵衛へ報告のため松本坊が出京した。幕府からの公式な通知は、十六日に江戸から京着した放光坊らが京都所司代・町奉行への御礼を済ませた際、京都代官小堀藤三郎へ江戸勘定所からの証文が届いている旨届けがあつたことを確認し、十七日に帰寺して僧侶が残らず本堂に参集し、「御朱印」が披露されている。これをうけ、十八日からは旧領今里村への対応を通知し、新領知となる下久世村・上里村をはじめ、寺戸村・向日町・土川村などからも祝儀の挨拶があり、また新寺領両村の代官を拝命したいと本庄家用人河村一右衛門を通じて願うものもいた。⁵⁾新寺領の引渡しは、三月十四日に京都代官から「水帳・高辻帳并丑ノ年物成帳」を受取り、十五日に上里村、十七日に下久世村を現地において引き渡されている。二十四日には、知行所の郷村請取が済んだ祝儀として、方々(五十三カ所)へ餅・酒などが遣わされているが、これらがほぼ善峯寺の交際範圍と考えられる。桂昌院からは、二月二十日に加増祝儀として「金子壹万疋」(二十五両相当)を拝領している。

注

- (1) 母利美和「善峯寺実相坊賢良日次」―元禄五年十一月から同七年十二月―(『京都女子大学大学院研究紀要』二〇二三年)・同「善峯寺実相坊賢良日次」(二)―元禄十年正月から同十一年十二月―(『同前』二〇二四年)。
- (2) この袈裟については、元禄十年三月二十六日、「本尊内開帳仕り御祈祷修行、御紋之袈裟掛そむる」と記され、つまり翌日に早速、本尊での祈祷で袈裟が着用されたことがわかる。
- (3) 『徳川実紀』第六卷(国史体系、吉川弘文館)の同日条では、桂昌院が奥(大奥)に入り、護持院大僧正隆光・護国寺僧正快意が鶴姫と初めて拝謁した記事を載せるが、両寺加増願いは記録されていない。
- (4) この絵図は、善峯時に保管されているジオラマ風の立体絵図と考えられる。
- (5) 元禄十一年二月二十九日には、旧冬から和田嘉右衛門が「両山之代官」を願っているため、両山で寄合談合、三月七日には「和田嘉右衛門儀、当年今代官頼可然候哉之事、今日又岩倉へ相談ニ谷之坊遣候へ共、兎角最前之通と申来ル、」と記すが、代官に採用されたかは不明。

〔付記〕本稿は、本学研究経費助成「西山善峯寺所蔵「山城国善峯寺文書」の研究」①③、および科研費「將軍徳川綱吉による山城国善峯寺・金蔵寺再興と地域社会」による研究成果の一部である。

凡例

1 善峯寺実相坊賢良の日記、元禄十年正月から同年十二月の「元禄拾乙亥曆 日次」と元禄十一年正月から同年十二月の「元禄拾壹戌寅曆 日次」の前半六ヶ月分、一年六か月分の記録を翻刻する。

2 翻刻にあたっては、できる限り原本表記にしたがい翻字し、誤字と思われるものそのまま翻字したうえで(一)に本来の文字を傍注とした。しかし、「泊」や「注」など、本来は三水偏である文字が草書体の筆跡の癖からか、あきらかに言偏に見えるものなどは、書き癖と判断し、三水偏で翻字した。文字の抹消は、・などで示した。

3 変体仮名は、江(え)・而(て)・茂(も)・者(は)など、合字は、分(より)・メ(して)は原文のまま翻字した。

4 本文中の二行・三行の割注は、へ で括り翻刻した。

5 敬意表現である「平出」は二字アキ、「闕字」は一

字アキで表わした。

6 翻刻史料は、実相坊賢良自筆原本であり、日々の記録と考えられるが、善峯寺に不在時期の記事も記されていることから、後日まとめて書かれた部分があると推定される。

(表紙外題)

元禄拾丁丑曆

目次

六月

本庄平七(道高)死去、知行四千五百石也

七月

国絵図

六月

花山院(定謙)自観殿登山(寛)

十月

大般若経寄附

勧修持山垓塚

十一月

御筆物寿之大字

十一月

御加増

閏二月

両寺門前知行願、木ノ下

三月(ママ)

阿智坂華表建

三月

葵御紋大五條拌

三月

本尊内門戸

四月

明正院様御施

五月

本堂額

元禄拾丁丑曆正月朔日癸丑 晴天、寅ノ刻本堂江出仕、如例年法事アリ、辰ノ刻諸堂入堂ス、巳ノ刻如例年礼儀相勤ル、三鉢寺へも実・谷・圓・治・中将杯同道往ク、未ノ刻本堂江出仕、法事有

二日甲寅 晴天、辰ノ刻堂社入堂ス、未ノ刻本堂へ出仕ス、本山寺へ初寅参詣、松本坊・青山三左衛門同道ス、供喜三郎

三日乙卯 晴天、辰ノ刻堂社入堂ス、成就坊江節ニ参入ス

四日丙辰 未ノ刻分雪、如例年岩倉今年始礼ニ登山、昨三日晚日待之當番相勤ル、保津中村金兵衛参入、小塩村八兵衛方へ放光坊同道して往ク、本堂へ未ノ刻分出仕ス、今日分千手供一座○并散花・錫杖ニ而終ル、如例年いわくら衆礼ニ越山、本山寺覚圓入来ス

五日丁巳 未ノ刻雪、如例年岩倉山へ礼ニ参、帰りニ御廟参ス、京源之丞来ル、扇子毫本持参、衣屋善左衛門来ル

六日戊午 晴天、成就坊・松本坊両寺節ニ呼、杵谷百性

共来ル、今里村百性・庄屋年礼ニ来ル、八百屋安左衛門来ル、加左衛門来ル、大豆・午房持参ス

七日己未 晴天、上羽村・外畑村々如例年礼ニ来、申ノ刻本堂へ出仕ス、法事、千手之悔過如常、大散悔終リ牛玉導師并本願牛玉ノ儀式アリ、次辨才天供、大衆ハ散花・対陽唱、礼ニ而終、其後富箱をフリ箭を取、第一京錦屋市郎兵衛、第二神足村綿屋、第三外畑村久太郎へ上ル

八日庚申 晴天、大日院・泉藏坊・五兵衛殿年礼ニ越山、泊ル、たはこ并檣柑持参、松本坊節ニ往ク、上羽村・小塩村庄屋次郎右衛門・灰方村庄屋七郎右衛門方へ年礼ニ出ル、庚申放光坊當番ニ而参入ス

九日辛酉 晴天、大日院・泉藏坊・五兵衛帰国

十日壬戌 晴天、京江年礼ニ一山共ニ出ル、例年八十二日ニ罷出候へ共當年節分ニ而候故御断申、今日木下清兵衛殿屋敷へ御礼、献上御札等持参ス、御札ハ何茂正月修正之御札斗之筈也、當年此方ニハ失念候而日護摩御札・卷数献上ス、来年分修正之御札斗之筈也、井河喜兵衛

殿・河村一右衛門殿并室町・美濃屋・御幸町・晴雲院殿
(高木源右衛門) (治部兵衛) (進藤秀長也)
 年礼申入ル、扱河村二泊ル、槇野大藏殿・富田頼母殿・
(資長) (夜) (康重) (如母)
 進藤猪右衛門殿去冬臘月廿二日二官位被 仰付候、頼母
 殿ヲ甲斐守殿、大藏殿ヲ周防守殿、猪右衛門殿ヲ淡路
(資長) (本庄宗資) (本庄資俊)
 守殿ト被 仰付候旨、因茲 因幡様・安藝様へ御祝詞ニ
 御状指上ル、淡路守殿へハ両山分昆布百本入進上ス
 十一日癸亥 晴天、青蓮院御門主様へ如例年御節二成就
(英宮) (實瑞)
 坊・谷之坊・仙翁坊・治部卿・民部卿惣代ニ参入ス、
(玄忠) (關村直忠)
 献上山いも一折、甲申堂へたはこ拾把持参也、実相坊ハ
 歸寺ス、今日 御公儀御礼如例年相勤、次淀御城主へも
(石川忠之)
 今日御礼・扇子持参、惣代年預圓月坊参入也
 十二日甲子 晴天、江戸御礼之儀、旧冬霜月廿二日以書
(具登)
 付町奉行瀧川丹後守殿迄御願申上置候所、何之御左右無
 之二付、昨朝真光坊・圓月坊公儀御礼相勤、直ニ丹州殿
 へ被相窺候所、未江戸御申遣し無之様子ニ而江戸へ窺ニ
(而脱力)
 可遣との被仰渡、定丹州殿今迄御失念相見へ候、木下
(信真)
 清兵衛殿へも昨日丹州殿今右之趣御尋被成候由、因茲又
(實瑞)
 今日成就坊役人衆山口 (アキマ) 尋ニ被出候所、是も病氣ニ

而被出不申候由、玄関へ相尋被申候所被仰出候ハ、書付
 旧冬之ことく認、当月之日付ニ仕指出候様ニと御申出候
 十三日乙丑 晴天、いわくら分老入、当山分圓月坊出京、
(金藏寺)
 丹後守殿へ旧冬之通ニ認、今日之日付仕持参、役人鵜飼
 治五右衛門へ渡シ候由、木下清兵衛殿へも右之通相達シ
(信真)
 歸寺、申ノ刻分雪
 十四日丙寅 暗、申ノ刻社参
(乙訓郡)
 十五日丁卯 已刻分雪、如例年外畑村へ年礼ニ往ク、河
 村一右衛門殿登山、当坊宿
(河村)
 十六日戊辰 晴天、市右衛門殿いわくらへ越山、出灰村
 作右衛門方へ年礼ニ七三郎遣ス 中畑長左衛門母親去
 十三日死去仕由、悔ニ七三郎遣ス、直ニ七三郎休ニ歸ル、
 傳三郎・喜三郎ハ河村殿いわくらへ送参ル
 十七日己巳 晴天、喜三郎道具、向町へ運ニ家来共参遣
(向町)
 シ候由
 十八日庚午 晴天、外畑村心西病氣見舞ニ外良餅三棹遣
(乙訓郡)
 ス、南掛村石田傳左衛門子息平六病氣見舞ニ香物桶持せ
 遣ス、直ニ傳三郎寺村へ敷入ニ歸ル、小塩村喜三郎今日
(庄兵衛)

向町江家移リ仕ル

十九日辛未 時々雪、庄兵衛帰ル

廿日壬申 晴天、喜三郎向町家振舞、町中へ酒モリ候由、
(同日)

南掛村石田平六、今日死去之由、寿四十二

廿一日癸酉 晴天、覚成坊年礼ニ入来、当坊ニ泊ル

廿二日甲戌 暗ル、芳命酒調ニ庄兵衛京へ遣ス、南掛村

平六悔ニ民部卿被参ニ此方(マ)も織香五把言伝遣ス、伊勢

御師登山、御初尾代参銭遣ス

廿三日乙亥 晴天

廿四日丙子 晴天、覚成坊帰京、成就坊出京之由
(賢瑞)

廿五日丁丑 晴天、松本坊寺普請相延ひ申ニ付、材木取

置ニ庄兵衛遣ス

廿六日戊寅 晴天、御幸町治郎兵衛殿年礼ニ越山、求

肥・扇子持参、井川喜兵衛殿(安岡寺)大日院・泉藏坊方へ年

玉・扇子三本入此方迄来ル、松本坊江今日も庄兵衛遣ス、

長兵衛来ル、扇子持参ス、烟草五遣ス

廿七日己卯 晴天

廿八日庚辰 晴天

廿九日辛巳 晴天、寺中惣算用立会、今日食堂番替リ、

本山寺々代ニ覚圓坊入来、扇子・唐納豆持参

閏二月朔日壬午 晴天、巳ノ刻白山講ニ本堂江出仕ス、
(照欽(後筆))

未ノ刻今如例二月堂法事ニ本堂江出仕ス

二日癸未 晴天、摂州両親方へ年礼ニ往ク、郡家へも参

入ス、樹ニ泊ル

三日甲申 晴天、安岡寺へ往ク、泉藏坊ニ泊、百日目付
(安岡寺)

衆登山

四日乙酉 晴天、大日院ニ泊ル
(安岡寺)

五日丙戌 晴天、帰寺ス、供七三郎

六日丁亥 午ノ刻少雪、成就坊・民部卿江戸下ニ付、松
(賢瑞)

本坊へ振舞ニ参ル、未ノ刻小塩村喜兵衛隠居火事ニ
(玄忠)

付、下々不残見舞ニ遣ス、仙翁坊・治部卿見舞ニ遣ス

七日戊子 時々雪、境野孫八今年始之状到来ス、

八日己丑 晴天、いわくら上之坊・真光坊越山、色衣

之相談也

九日庚寅 晴天

十日辛卯 晴天

十一日壬辰 雨天

十二日癸巳 晴天、巳ノ刻大雪

十三日甲午 去冬今无之大雪

十四日乙未 時々雪、当年之江戸下リニ付、今日師弟振舞

十五日丙申 晴天

十六日丁酉 大雪、三拾年以来之大雪、子ノ刻上ル

十七日戊戌 晴天、木挽六兵衛今日ハ柏引ク、成就坊出京

十八日己亥 時々雪

十九日辛子 少々雪

廿日壬丑 晴天、京町御奉行屋敷ノ田中文右衛門・小野

寺十兵衛兩人ハ両山ヘ手紙来ル、趣ハ明廿一日八ツ時

備前守様御屋敷ヘ両山ハ役者扈人ツ、罷出候様ニと御事

也、成就坊帰寺、金蔵寺桜本坊・上之坊・香禅坊三人共

此度許^(補任力)取被申候由承ル

廿一日癸寅 晴天、成就坊・香禅坊出京、水野備前守殿

ヘ被出候処、御逢被成被仰渡候ハ、江戸御城御年礼之義

願之通相済、則寺社奉行土田能登守殿ハ状来候、則見候

様ニと御事、趣ハ今度金蔵寺・善峯寺御礼願之事御老中

ヘ御窮申候処、先年寺領拝領今当年五年めニ相当リ候由、

御礼ニ参府仕候様ニと可申渡旨申来御紙面、就夫瀧川

丹後守殿ヘも御礼ニ被出候由

廿二日甲卯 晴天、昨日参府之儀被仰渡候故、今日

小笠原佐渡守様ヘも御礼ニ上ル

廿三日乙辰、少雨、成就坊ヘ餞ニたハこ拾把遣ス、

民部卿ヘ中扇壺本遣ス、摂州ヘたハこ取ニ庄兵衛昨日ハ

遣ス、泉蔵坊ハ成就坊ヘ餞ニたハこ遣ス、江戸御城御年

礼之巻数箱包上書仕、成就坊ヘ渡ス

廿四日丙巳、晴天、いわくら境智坊・桜本坊越山、当年

寺領加増御願ニ江戸ヘ罷下候事清兵衛殿迄御窮申、達而

御願ニ江戸下リ度との相談ニ被参、成就坊門出張舞食堂

ニ而仕ル

廿五日丁午、辰ノ刻少雨、成就坊今日山発足、籠屋金太

郎来ル

廿六日戊未、晴天、光好・宗貞越山、香物桶・扇子・足

袋持参

廿七日己申、晴天、宗貞京直ニ出京

廿八日庚酉、晴天

廿九日辛戌、晴天、成就坊・光禪坊(賢端)今日京河村一右衛門

殿分江戸へ発足、当年御本丸御年礼ニ惣代如此、此度成

就坊弟子民部卿同道、是ハ岡村道仙子也、親ニ逢申度下

向之由承ル、此度之下リハ供ニ伴僧老人ツ、善入下ル、

侍分老入・中間老入、都合供三人也、金蔵寺惣代香禪坊

も同前、摂州市左衛門見舞ニ来ル、泊ル

晦日壬亥、晴天、放光坊・谷之坊・桜本坊・上之坊出京、

此度両山大切成御願之儀ニ付、当年江戸へ罷下度趣を

木下清兵衛衛殿へ申上ニ也、然処清兵衛殿被仰候ハ、御

加増ニ左様成何程と分量を指御願申事ハ天下之御作法ニ

無之事ニ候、殊ニ両門前一職とハ尚以大キ成事ニ御座候

由被仰候由、就夫先達成就坊・香禪坊両人へ申下シ候、

両山門前ニ而百石ツ、被下置候様ニハ御願候様ニと申遣

候、自分も追付罷下、ともく御願可申上と存事ニ候、

扨々太キ願と御申之由、扨又御下候而も御取次申事ハ毛

頭も成不申候と御申之由

壬二月朔日癸子(四)雨天、佛師源之丞承ル本尊御座光出来、

持参ス

二月二日甲丑 暗ル、阿弥陀院・大日院越山、両宿ス、

あみたゐん檀壱ツ持参

三日乙寅 時々雨、仙翁坊へそは切振舞ニ往ク

四日丙卯 晴天、あみたゐん・大日院帰寺ス

(五日の記事脱カ)

六日丁辰 晴天

七日戊巳 晴天、実相坊・松本坊・谷之坊同道、岩倉山

へ往ク、用事ハ両寺御加増拝領之願申上ルニ付相談、岩

倉ニ泊ル、此度ハ江戸下リ無之筈之相談ニ付、因州様へ

迄願書付連判ニ而等指上候筈ニ候へ共、翌日又止メニ

成下リ候事、清兵衛殿御立腹故如此

八日己午 晴天、木下清兵衛殿へ斗書付ヲ以又願申筈

九日庚申 晴天、御願之儀ニ付両山分出京、松本坊上京

也、最前木下清兵衛衛殿へ申入候ハ、当年ハ両山共ニ

罷下リ御願可申と申候へ共、御とめ被成候故、段々承届

ケ御尤ニ存候、無其儀、就夫清兵衛殿まで今日願書迄通指上候、いわくら(本山寺)ハ境智坊出京之由

十日辛酉 晴天、覚圓(本山寺)来ル、松本坊帰寺、今日摂州神峯

山寺本尊毘沙門天出京、来ル十五日今東山こくわ二而開帳之よし、上下人数百五六拾人之よし承ル

十一日壬戌 午ノ刻雨降、中村彦兵衛入来

十二日癸亥 晴天、中越味五兵衛・松本坊・谷之坊・圓月坊、振舞そは切也

十三日甲子 晴天、小塩村三郎左衛門持山字もちこしと云所二(禿)かぶ松有之、所望仕、四本根をまわし置、重而取

寄申筈也、木下清兵衛殿近日江戸へ御発足、就夫御暇乞ノため惣代谷之坊遣ス、漬松茸五十進上ス、河村一右衛

門へも同三十本進入ス

十四日乙丑 雨天、成就坊(寶璣)ハ状遣ス、此度京二(木下信真)而清兵衛殿迄両山(本住宗資)ハ願書指出候二付、其写シ遣ス、又 因州様

指上可申かと認見候へ共、此度不指上候、然共願書紙面之趣成就坊心入も可成かと存、是も成就坊方へ実相坊内證二而遣ス

十五日丙寅 晴天

十六日丁卯 晴天、中越味五郎兵衛(マママ)・放光坊(ママ)道同して八幡山(幡力)へ参

十七日戊辰 晴天、籠屋金太郎今日帰寺由、阿みだゐん・喜右衛門へ手紙遣ス、成就坊・香禪坊ハ状来ル、去

ル九日四ツ時江戸着之由、同日ニ寺社御奉行御月番永井伊賀守様へ届ケニ被出候由、五年以前之様子御尋、十四

日二窮二罷出候様ニと之由、献上物之儀も御窮被申候由、(徳川綱吉母桂昌院)三之御丸様(持仏堂付尼)ハ空智殿為御使、御茶・炭・薪・米坏被

為下候由申来ル

十八日己巳 晴天

十九日庚午 雨天

廿日辛未 晴天、河村一右衛門殿岩倉迄登山、拙子も金藏寺へ往ク、西室坊二泊ル、市右衛門殿姉おかね(ママ)との比

香具や八郎兵衛ハ帰し候由

廿一日壬申 晴天、河村殿同道、い(く脱力)わら(く)ハ当山へ越ス、

河村殿帰京

廿二日癸酉 晴天、西室坊同道出京、木下清兵衛殿(信真)・河

村一右衛門へ暇乞申入ル、発足ハ廿八日比之由、両寺之儀頼帰ル、御幸町ニ泊ル、成就坊・香禪坊ハ両山へ状来ル、去ル十五日ニ御本丸御礼、両寺共二首尾能相勤候由、十六日にハ巻数指上候由申来ル、民部卿も三之御丸様へ両度迄御召之由

廿三日甲戌 晴天、河村一右衛門殿・進藤喜六・衣屋加右衛門・西室坊・実相坊同道、東福寺開帳并摂州神峯山寺出見世開帳・丹後成相寺出見世開帳へ参詣ス、河村ニ泊ル

廿四日乙亥 申ノ刻ハ雨天、新庄屋宗周ニ泊ル

廿五日丙子 晴天、西室坊同道帰寺ス、中川五郎兵衛ハ状到来ス、一昨日廿三日登山之由、自分へも樽一ツ到来ス

廿六日丁丑 晴天、阿智坂之鳥居柱沓本、今日持来ル由

廿七日戊寅 晴天

廿八日己卯 晴天、今日吉日故、阿智坂大明神石鳥居建立ス、施主圓月坊宇辨

廿九日庚辰 晴天、播州佐用郡植木谷村六郎兵衛と申者、

同妻同娘三人ニ而順礼仕、枚谷鹿追小屋ニ而六郎兵衛病死仕候、枚谷へ来り候ハ去廿三日之由、今暮方ニ相果申候、就夫公儀へ相届に実相夜通ニ出京

三月朔日辛巳 晴天、明六ツニ松村へ参、同道ニ而水

野備前守様口上書并順礼所持仕候往来手形并宗門手形写シ指上ケ御窮申上候処、妻子居申上ハ検使ニも不及候、

其元ニ而手形為致候而死骸取置候様ニと被仰付候、就夫

丹後守様へも同様之書付指上、御断申上帰ル、則妻子

留メ別紙ニ有

二日壬午 小雨、昨日暮ニ死人取置候段、又々御公儀へ為御届放光坊・圓月坊出京、妻子ハ此方へ取候手形御公儀ニも御写シ留メ被成候由

三日癸未 雨天、六郎兵衛妻子共ニ錢貳百文と米貳升ととらせ帰し候、然共雨天故断申由、今日ハ不参候由

四日甲申 雨天

五日乙酉 晴天、樹五兵衛登山

六日丙戌 晴天、五兵衛・庄兵衛東福寺参詣、木下清兵

衛殿・河村一右衛門殿江戸へ今日発駕

七日丁亥 晴天、五兵衛帰国

八日戊子 雨天、圓月坊・治部卿同道、東福寺へ参詣ス
(玄忠)

九日己丑 晴天、木下清兵衛殿へ逗留、御見舞ニ参ル、
(信真)

泊ル

十日庚寅 晴天、今宮佐々木内匠殿へ参候、やすらい神
事を見物ス、帰ル、河村一右衛門ニ泊ル、江戸へ成就
(寶瑞)

坊・光禪坊方々両山へ状来ル、去月廿八日ニ 御本丸
(查)

御暇被為下、白銀五枚ツ、拝領之由申来ル、去月廿七日
(本庄宗資)

因州様へ 三之御丸様御成之由、雨天ニ付、今日 公
(徳川綱吉母桂昌院)

方様ニハ御成無之由、節句過ニ早々 公方様ニも又々
(徳川綱吉)

因州殿へ御成之由、就夫両僧へも逗留仕候様ニ被御出候
由申来ル

十一日辛卯

晴天、帰寺ス、大工喜兵衛今日々細工仕ル

十二日壬辰 晴天

十三日癸巳 午ノ刻雨天、水野長門守殿御登山、是ハ二
(忠頭)

條御番頭六千石余并下番頭衆四人御同道、風鳥抔掛御目
ル

十四日甲午 雨天

十五日乙未 晴天

十六日丙申 晴天、仙尾坊出京、去ル五日ニ 公方様
(徳川綱吉)

因州殿へ御成之由承ル
(本庄宗資)

十七日丁酉 晴天、小塩村ニ而順礼老人相果候由、公儀

へ御届申上ル由

十八日戊戌 未ノ刻々雨天、

十九日己亥 雨天、進藤喜六登山、泊ル

廿日庚子 晴天

廿一日辛丑 雨天、庄兵衛出京ス

廿二日壬寅 雨天

廿三日癸卯 雨天、成就坊去十二日之状一昨日廿一日
(寶瑞)

ニ来ル、去ル八日ニ 三之御丸様御暇被為下、十二
(徳川綱吉母桂昌院)

日・三日勝手次第罷立候様ニと被仰出候ニ付、十三日ニ
(マ)

江戸発足ト申来ル、就夫今明日京着之筈、谷之坊惣代ニ
出京

廿四日甲辰

雨天、成就坊・香禪坊・民部卿今日巳ノ刻
(岡村道仙息)

木下清兵衛殿へ参着被申候由、小笠原佐渡守様并両御町
(信真)
(長重)

奉行衆へ兩人共ニ御札届ケニ被參候由

廿五日乙巳 晴天、成就坊師弟共ニ今日歸寺、今度御本(龍川綱吉)

丸献上拾帖・壹本、三之御丸へ拾帖・壹本、右兩所共(本主宗資)

ニ因幡守殿分被成被下候由、此度兩山共坊直ニ葵御紋付

五條袈裟拝領并紫絹壹疋ツ、真綿三拾把、坊中へ引飯

壹箱百袋入・蠟燭百挺入惣中へ拝領ス、民部卿儀者(兩村道仙息)

三之御丸様へ度々被召、其上御本丸へも度々被召連候而(德川綱吉桂昌院)

御臺様分も白(羽脫之)二重三疋拝領、公方様分ちりめん五卷(德川綱吉)

拝領、其外ニ御臺様分人形多ク拝領、又公方様三月

五日ニ因幡守殿へ御成、其時民部卿御前二而あやらんま(本主宗資)

い被申候由、此日公方様分白銀貳拾枚を拝領、三之

御丸様分御屏風壹双、からつやきの舟御香炉・硯箱、其

外色々金子・銀子度々拝領之由、扱又成就坊・香禪坊拝

領、大形八例年のことく

廿六日丙午 晴天、本尊内開帳仕リ御祈禱修行、御紋之

袈裟掛そむる

廿七日丁未 雨天、本庄因幡守殿兩山へ嶺を可被成之由、(宗資)

成就坊物語承ル(額か異筆)

廿八日戊申 晴天、江戸状今日認ル

廿九日己酉 晴天、開山忌、明六ツ本堂へ惣出、如例年

於御寶前記請文判形ス、昼金藏寺分桜本坊・上之坊・香

禪坊・真光坊出仕、法事如何

卯月朔日庚戌 晴天

二日辛亥、晴天、江戸御状共認今日京屋敷迄遣ス、圓月

坊持參、小倉社能見物ニ松本坊同道して往ク、供七三郎、

今日公家飛鳥井様御登山(龍意)

三日壬子、晴天

四日癸丑、晴天、成就坊・民部卿出京、兩人江戸分出京(寶備)

ニ付、今里村庄屋弥兵衛祝来ル(兩村道仙息)

五日甲寅 晴天、源之丞方へ木綿持せ七三郎遣ス(弘師)

六日乙卯 晴天

七日丙辰 晴天

八日丁巳 晴天、服部村神事ニ參、泉藏坊ニ泊ル(安國寺)

九日戊午雨天、樹二泊ル

十日己未 晴天、歸寺ス

十一日庚申 晴天、糯・蠟燭配分ス

十二日辛酉 晴天、成就坊、江戸今上着祝義之振舞一山

へ有、美濃屋高木^(高木源行衛門)安登山^(天カ)、唐紙半切紙持参

十三日壬戌 晴天

十四日癸亥 晴天

十六日甲子 晴天、香具屋八郎兵衛去ル十一日死去之由、就夫惣代ニ谷之坊出京、悔申入ル、蠟燭五十目掛十五挺遣ス

十七日乙丑 晴天

十八日丙寅 晴天、立願山柳谷寺^(楊)へ参詣ス

十九日丁卯 晴天、辰ノ刻少雨、放光坊出京^(忍忠)

廿日戊辰 晴天

廿一日己巳 晴天、天雷鳴^(雨)

廿二日庚午 雨天

廿三日辛未 暗ル、明正院様御焼香・御布施、来ル廿

七日於泉涌寺御渡シ被成候ニ付、今城中納言様家小川主^(定経)

馬今申来ル、尤廿五日・六日ニ割符請取ニ参候様ニと申

来ル、右之通木下清兵衛^(信長)へ申来リ候由、屋敷今飛脚到来

ス、木下権之助殿今書状添来ル、京へ方々竹子持せ遣ス

廿四日壬申 晴天

廿五日癸酉 雨天、今日惣代ニ出京ス、今城中納言殿江^(定経)

伺公仕リ、則御布施之割符請取、小川主馬二様子承リ帰

ル、三本木屋敷ニ泊ル、屋敷へ竹子持参ス、金蔵寺惣代

二境智坊、十輪寺代ニ治部卿出京也^(玄忠)

廿六日甲戌 晴天、藤木甲斐守、額之事ニ為見分登山也^(生忠)

廿七日乙亥 晴天、明正院様御焼香相勤候為御布施、^(明正天忠)

於泉涌寺鳥目式拾貫請取候、銀子ニ而式百九拾式匁請取

帰ル、印判仕リ請取帰リ候、代官衆兩人して御渡シ候、

尤泉涌寺僧衆拾人斗立会被渡候、夫今両町奉行衆・^(滝川具章)

丹後守様・備前守様・日野左少辨様・今城中納言様御礼^(輝光)

ニ廻ル、御諸司代小笠原佐渡守様御在江返主故不参仕候、^(留主カ)

小笠原佐渡守様ハ此度御老中ニ被仰付候由、松前伊豆守^(龜江)

様者江戸町御奉行ニ被仰付候、今日帰寺ス、十輪寺儀者

鳥目拾貫文也

廿八日丙子 晴天、木下清兵衛殿江両山今書状進上ス、^(信長)

此度御施物戴キ候ニ付御届ケ也

廿九日丁丑 晴天、修儀喜^(是)百座今日修行畢ス^(又カ)

晦日戊寅 晴天

五月朔日己卯 晴天、山門常楽院分書状到来ス

二日庚辰 晴天、百日横目衆堀内蔵介殿知行三千石・蟻

川喜左衛門殿知行千石、右両人御登山、食堂ニ而并当案

内ニ出ル

三日辛巳 晴天、善入方江蕎麦振舞ニ往ク

四日壬午 晴天

五日癸未 雨天、両山額之儀ニ付、木下権之助殿・藤木

甲斐守分手紙到来ス、明六日出京仕様ニと申来ル、是ハ

本庄因幡守様両山ニ額可被成との御事故、藤木甲斐守ニ

頼ミ、爰元本堂合拾見分、其上文字大小之様子有増江戸

へ申進候筈也

六日乙申 晴天、額之儀ニ付惣代ニ放光坊出京

七日乙酉 晴天、大工喜兵衛今日分細工ス

八日丙戌 雨天、額之儀ニ付両山分 因州様へ書状上ル、

木下清兵衛殿迄文字大キき書進ル、尤寺号ハタツ額ニし

て上ル、山号ハ横ニ而遣ス、是ハ清兵衛殿迄遣ス

九日丁亥 雨天

十日戊子 雨天

十一日己丑 雨天、日待、放光坊当番参入ス

十二日庚寅 雨天

十三日辛卯 雨天、河村八兵衛登山

十四日壬辰 晴天

十五日癸巳 晴天、後住之事、成就坊へ内談ス

十六日甲午 晴天

十七日乙未 雨天

十八日丙申 雨天、六角越前守殿延慮御免被遊、御子息

へ御家徳被仰付、越前守殿ハ隠居被仰付候、御祝之状両

山分 因州様へ堀万治郎へ披露状遣ス、扱又木下権之介

殿両山鎮守之額可被掛之由、就夫地板之恰合紙ニ印、今

日持せ遣ス

十九日丁酉 晴天、京へ竹子持せ庄兵衛遣ス、樹宗味・

妙圓・おはや・おやつ・大日院・泉蔵坊同道して入来、

布綿・烟草持参、そはこ来ル、小角豆おふり方分来ル

廿日戊戌 晴天、小笠原佐渡守様御上京、御祝ニ惣代圓

月坊出京

廿一日己亥 晴天、樋口殿・清雲院様・木下清兵衛殿・(進修長生)

喜兵衛殿・御幸町・美濃屋・(治部兵衛)河村一右衛門殿・新庄屋宗

周方へ、惣中今竹子持せ松本坊惣代ニ出京

廿二日庚子 晴天、摂州之客衆今日帰国、庄兵衛為送候

廿三日辛丑 晴天、寺中へそは切して振舞、庄兵衛帰ル

廿四日壬寅 晴天、圓月坊同道、伏見相撲見物ニ往ク、

藤森ニ而有、愛宕岩山へ庄兵衛参ル、高木祐慶登山

廿五日癸卯 雨天

廿六日甲辰 雨天、高木祐慶振舞

廿七日乙巳 雨天

廿八日丙午 雨天

廿九日丁未 雨天

六月朔日戊申 晴天、土用ニ入ル、高木祐慶帰京

二日己酉 晴天、祐慶今大角豆到来ス

三日庚戌 未ノ刻夕立、聴

四日辛亥 卯ノ刻夕立、夏月冷心信童子七回忌ニ付岩倉

山へ参入ス、河村一右衛門殿へ筭持せ七三郎遣シ、聴講

会、仙尾坊当番参ル

五日壬子 晴天

六日癸丑 晴天

七日甲寅 晴天、圓明院司堂齋食堂ニ而相勤ル

八日乙卯 雨天

九日丙辰 晴天

十日丁巳 晴天、本願之前瀧成就ス

十一日戊午 晴天、瑞光院殿正月惣齋有ル

十二日己未 申ノ刻大夕立、泉藏坊・樹五兵衛登山、明

春家普請被致候ニ付為相談也、泊ル

十三日庚酉 申ノ刻夕立、上羽村忠右衛門頼母ニ参ル、

此度成・実両人方へ取ル、此以後身札十七人之由、谷・

圓直ニ祇園会ニ出京

十四日壬戌 晴天、当山鎮守之書付木下権之介殿江遣ス

十五日癸亥 晴天

十六日甲子 晴天、若狭国大飯郡青ノ郷高野村■盲目慈

圓と申者来リ、泊ル、庄兵衛京へ遣ス、本庄平七郎殿去

月十六日ニ死去之由承ル、同名宮内太夫殿ノ子也、知行

四千五百石也、子息(本庄道章)織部殿と申、家老衆迄悔之状両山今遣ス

十七日乙丑 朝之内暗ル、午ノ刻今晴天

十八日丙寅 晴天

十九日丁卯 晴天、巳ノ刻時雨ス

廿日戊辰 晴天、木下清兵衛殿(信長)分書状(能川綱吉・桂昌院)両山へ到来ス、從

三之御丸様砂唐式箱(糖)両山、味噌式箱(寶璽)両山

へ、其外海草両山へ拝領、外ニ砂唐壺箱・味噌壺箱ハ

成就坊・民部卿(岡村通仙)へ被下候、其外ハ坊直ニ遣候、砂糖・味

噌ハ成就坊へハ各別ニ被下候故配分無之筈、舟荷物ニ廻

シ来ル由、河村一右衛門殿登山、当坊二宿、桜本坊同道

廿一日己巳 晴天、一右衛門殿帰京、左官惣兵衛来ル

廿二日庚午 晴天

廿三日辛未 晴天、久世出雲守殿去冬伊豆子城(田子丸)請取ニ御

出被成候ニ付、中畑村百姓も入用多候、就夫出作方へも

打物仕ル、今日申来リ出ス

廿四日壬申 晴天、一山什物土用干寄合イタス、惣目錄

致置ク、香具屋八郎兵衛子息登山、そふめん惣中へ持參、

親父死去之時分一山今悔ニ遣シ候礼之由

廿五日癸酉 晴天、諸司代松平紀伊守殿江初礼、惣代二

谷之坊出京、本寺・本社廿五日、末寺・末社ハ廿六・廿

七日と申触状也、両山本寺直先規(具章)分御礼申来ル、両町奉

行所へ御届ケニ參ル

廿六日甲戌 晴天、今日も瀧川丹後守殿江谷之坊被出ル、

御用ハ国繪圖被為 仰付候ニ付、寺社之知行所国所書書

付指上候様ニと之御書出し出ル

廿七日乙亥 晴天

廿八日丙子 晴天

廿九日丁丑 晴天

晦日戊寅 雨天

七月朔日己卯、晴天

二日庚辰 晴天、戌ノ刻夜中夕立

三日辛巳 晴天、岩倉衆十輪寺(持夷)分越山、宿ス

四日壬午 晴天、十輪寺二而花山院殿(定藏)今年忌を被成、昨

非時分両山出仕ス、花山院御陰居自觀入道殿御越、今日

当山へも御參詣被遊候

五日癸未 午ノ刻夕立、いわくらへ御廟参ス、一山墓参ス、安岡寺泉藏坊七夕之為祝儀樽・そばこ持せ越ス、花頭越ス、金子百疋、是ハ本尊阿ミた如来座光再興、依茲奉公之ためとて越候

六日甲申 午ノ刻夕立、当国寺領所付之書付、御公儀并山門へ今日圓月坊惣代持参

七日乙酉 晴天

八日丙戌 晴天

九日丁亥 晴天

十日戊子 晴天、圓月坊婦寺、從 (徳川卿吉母桂昌院) 三之御丸様八講帷幄正ツ、坊中弟子迄、同八講幄反ツ、道心者中へも拝領ス、砂糖壺箱・味噌壺桶・櫛老桶・海苔一山へ頂戴ス、此時氷砂糖并味噌 (備前通仙息) 八民部卿・成就坊 (ママ) へ八分ニ被下候、市兵衛来リ、木式本なす

十一日己丑 巳ノ刻夕立、雷鳴ル、両親方へ盆之祝儀持せ七三郎服部村へ遣ス

十二日庚寅 晴天、七三郎今日帰ル、

十三日辛卯 酉ノ刻夕立、(安岡寺) 泉藏坊来ル、泊ル、普請之事

二付参ル、(井筒屋) 光好・宗貞今人来ル、盆之為祝儀素麵五把・香物桶到来ス

十四日壬辰 時々夕立

十四日五 癸巳 雨天

十五日六 甲午 晴天、七三郎在所へ帰ル

十七日乙未 晴天、午ノ刻夕雨天

十八日丙申 雨天

十九日丁酉 晴天

廿日戊戌 晴天

廿一日己亥 晴天、(圓月坊前住) 宇辨一周忌、昨非時今齋有 (ママ)

廿二日庚子 晴天、今日出京供伝三郎、三本木屋敷ニ泊

廿三日辛丑 晴天、清水寺宥伝方へ喜兵衛同道して往ク、

(前巻) 木下清兵衛殿江戸ニ而今度屋敷御拝領之由、河村一右衛門殿ニ泊ル

門殿ニ泊ル

廿四日壬寅 晴天、上賀茂藤木甲斐守殿へ筆道傳授ニ参 (生直)

ル、明神へ詣ル、同所神宮寺へ普門品壺巻河村一右衛門

殿へ預り持参、納之ル、此観音ハ当山一條行願寺本尊と

同木也、三本木屋敷ニ泊ル

廿五日癸寅 晴天、御幸町次郎兵衛殿同道、芝居へ往ク
 廿六日甲卯 晴天、今日帰寺ス
 廿七日乙辰 晴天、摂州服部村へ往ク、安岡寺泉蔵坊ニ泊ル
 廿八日丙巳 晴天、樹ニ泊ル、木挽助兵衛来ル由
 廿九日丁午 雨天、安岡寺泉蔵坊ニ泊ル
 八月朔日戊未 晴天、今日帰寺ス
 二日己申 未ノ刻少雨
 三日庚酉 申ノ刻少雨天
 四日辛戌 雨天、浩然院殿(山科宗賢息進藤義吉)十三年忌於岩倉山御吊、今日非時今当山今も出仕ス
 五日壬亥 雨天、浩然院殿御当日いわくらニ而法事有
 六日癸子 雨天、午ノ刻少晴ル、桜本坊・真光坊越山、泊ル
 七日甲丑 晴天、桜本・真光・谷之坊同道して有馬へ湯治仕ル、供喜三郎、戌ノ刻有馬宿橘屋吉右衛門へ参ル
 八日乙寅 晴天、今日今入湯ス
 九日丙卯 晴天

十日丁辰 雨天
 十一日戊巳 晴天
 十二日己午 晴天、木下清兵衛殿京着、今度從(信玄)三之御丸様返魂丹老袋・寄應丸老袋・香霈散百服・食傷霍乱(信玄)
 振葉百服、右寺中へ、并糲三百袋両山へ、内式拾袋(岡村道仙息)
 民部卿へ被下候、ウサイエン(島屋)壺・なつめ箱入実相坊ニ被下候、扱又清兵衛殿被仰渡候ハ、当年御召被成候事も可有、又ハ御召無之とも此方今指図仕、両山今下し候事可有之候間、内々左様ニ相心得候様ニと被仰候、且又四年以来知行均書付遣し候
 十三日庚未 雨天
 十四日辛申 晴天
 十五日壬酉 晴天
 十六日癸戌 雨天
 十七日甲亥 晴天
 十八日乙子 雨天
 十九日丙丑 晴天
 廿日丁寅 晴天

廿一日戊卯 晴天

廿二日己辰 雨天、今日有馬発足ス、瀬川ニ泊ル

廿三日庚巳 暗ル、自分ハ樹ヘ寄り泊ル、桜本・真光坊・谷之坊ハ帰寺、山崎迄迎來ル

廿四日辛午 晴天、七三郎樹ヘ迎ニ來ル、申ノ刻帰寺ス

廿五日壬未 晴天、拝領物配分ス

廿六日癸申 晴天、木下清兵衛殿(信基)又たはこの事申來リ、服部ヘ申遣ス

廿七日甲酉 晴天、木下清兵衛殿ヘ為御見舞出京ス、賀

茂藤木甲斐守殿(生直)ヘ十二天清書持参ス、松茸十・有馬籠持参ス

廿八日乙戌 雨天、帰寺ス

廿九日丙亥 晴天、泉藏坊(安開寺)・市郎右衛門(仁部)入來、泊ル、西

川原勘左衛門跡職之儀ニ付相談ニ來ル

晦日丁子 晴天、市郎右衛門・泉藏坊帰国ス

九月朔日戊寅 晴天、京へたはこ届ケニ庄兵衛遣ス

二日己卯 晴天、御制札写シ御公儀ヘ今日谷之坊持参

三日庚辰 晴天

四日辛巳 晴天

五日壬午 晴天、庄兵衛摂州ヘ遣ス

六日癸未 晴天、河村一右衛門殿登山

七日甲申 晴天、少納言護摩開白参ル、一右衛門殿(河村)帰京

八日乙酉 雨天

九日丙戌 晴天

十日丁亥 晴天

十一日戊子 晴天、泉藏坊(安開寺)人來ル、たはこ拾斤來ル、

預リ置ク

十二日己丑 晴天、青門主御病氣之由、為御見舞谷ノ坊

惣代出京

十三日庚寅 晴天

十四日辛卯 午ノ刻(マデ)雨天、庄兵衛愛宕岩山ヘ代参ニ遣

ス

十五日壬辰 雨天、愛宕岩(マデ)今直ニ庄兵衛在所之神事ニ往

ク

十六日癸巳 雨天、庄兵衛帰ル、照高院様(道見)二十五年ニア

タリ法事ス

十七日甲午 晴天

十八日乙未 晴天、山門大会ニ付、成就坊賢瑞・実相坊

賢良・放光坊忍忠今日登山、西塔南谷常楽院二宿ス

十九日丙申 晴天、正観院前大僧正秀筭へ注進ニ往ク、
(延暦寺)

鳥目式拾疋ツ、持参、并たはこ十五把三人分持参ス、論

義承り帰ル、夫分會行事東塔玉泉院へ注進書付持参、是

も鳥目式拾疋ツ、持参ス、正覚院前大僧正へ御見舞ニた

はこ拾把三人分持参ス、真蔵院・薬王院・千葉院・溪広

院へ見舞、たはこ把ツ、三人分持参ス

廿日丁酉 晴天

廿一日戊戌 未ノ刻分雨天

廿二日己亥 晴天、千葉院へ振舞ニ往ク

廿三日庚子 晴天

廿四日辛丑 雨天、真蔵院へ夜振舞、蕎麦切也

廿五日壬寅 晴天、薬王院へ夕飯振舞ニ往ク

廿六日癸卯 晴天

廿七日甲辰 晴天、河村一右衛門殿登山、常楽院二宿、

大日院同道也、三升樽・饅頭河村分三人方へ御持参也
(安閑寺)

廿八日乙巳 晴天、一右衛門帰京、坂本迄同道ス

廿九日丙午 晴天

晦日丁未 晴天

十月朔日戊申 晴天、大会今日分始ル、

二日己酉 晴天、酉ノ刻少雨、今晚所立相務ル、成就坊
(賢瑞)

十四番、実相坊十六番、放光坊十七番相済、此度千葉
(忍忠)

院・溪広院・大日院取持也
(安閑寺)

三日庚戌 晴天、惣在聴威儀師・従儀師方へ注進書付遣

ス、則僧綱来ル、是も鳥目式拾疋ツ、遣ス、寺家大蔵へ

も鳥目式拾疋ツ、持せ遣ス、是分放請ト申書付来ル、注

記方へ鳥目式拾疋ツ、持せ礼ニ遣ス、衣屋嘉右衛門来リ

泊ル

四日辛亥 晴天、勅使日野左少辨殿、新大者院家蓮臺院、
(輝光)

威講真蔵院

五日壬子 晴天、今日坂本来迎寺へ往ク、成就坊賢瑞・

実相坊賢良・放光坊忍忠・治部卿亥忠・民部卿賢充、今
(岡村道忠)

晚授戒相勤ル、教授真龍院亮英大僧都也、大原分佛眼

院・塔之坊・法泉坊入来也、
(真如堂)

六日癸丑 晴天、放光坊忍忠今日戒灌頂修行也、治部卿・民部卿歸寺

七日甲寅 晴天、成就坊賢瑞今日戒灌頂修行、放光坊今日歸寺

八日乙卯 晴天、実相坊賢良戒灌頂今日修行

九日丙辰 晴天、成・実同道京三本木屋敷迄歸ル、從

三之御丸様大般若經御寄附之由、木下清兵衛殿被仰渡候

十日丁巳 晴天、今日歸寺ス

十一日戊午 晴天

十二日己未 晴天、泉藏坊來入ス、泊ル

十三日庚申 晴天、樹木仁部五兵衛入來、泊ル

十四日辛酉 晴天、谷之坊出京、大般若并十六善神傳教

大師畫像誂ニ也、御幸町太兵衛殿娘今宮佐々木内匠内室

昨日死去之由、改名ハ超岸貞昌ト申由、是へも今日悔ニ

惣代トして谷坊被參候

十五日壬戌 晴天

十六日癸亥 晴天、大坂竹屋來ル

十七日甲子 晴天

十八日乙丑 晴天、中畑村嘉左衛門來ル、樽・そは持參ス

十九日丙寅 晴天

廿日丁卯 晴天

廿一日戊辰 晴天

廿二日己巳 晴天、庄兵衛今日山門常樂院へ遣ス、樽一

ツ・真綿三把・輪嶋素麵・糰、右之通を成・実・放三人

合遣ス、真藏院・藥王院・千葉院へも輪嶋素麵・糰遣ス、

來迎寺戒灌頂奉納銀、此方常樂院迄頼遣ス、河村一右衛

門殿登山、泊

廿三日庚午 晴天、覚成坊登山、盃持參、怡慶登山

廿四日辛未 晴天、去ル十六日・十七日江戸火事御座候

ニ付木下清兵衛殿屋敷も類火之由、因之清兵衛殿へ御届

ケニ惣代圓月坊出京、河村一右衛門殿歸京

廿五日壬申 晴天、覚成坊・怡慶歸京、今里村藏付ス

廿六日癸酉 雨天

廿七日甲戌 晴天、庄兵衛服部村へ遣ス

廿八日乙亥 晴天、永春院殿三拾三年忌、於十輪寺今

日・明廿九日朝迄法事有、花山院大納言殿御目見へス

廿九日丙子 晴天、桜本坊夜前分口中痛、今朝帰寺

十一月朔日丁丑 晴天

二日戊寅 晴天、庄兵衛京へ遣ス

三日己卯 晴天

四日庚辰 雪

五日辛巳 時々雪、谷之坊帰寺、西岸道明庵へ移ル

六日壬午 晴天、勘七・七重郎・大日院同道して来ル、

供権介、樽・大根市郎右衛門分到来、そは粉・墨大豆樹

分来ル、たはこおあや分到来ス

七日癸未 晴天

八日甲申 晴天、大日院帰寺ス

九日乙酉 晴天、大工喜兵衛今日分樹木五兵衛・安岡寺

泉藏坊両所家之大戸仕ル、喜三郎今日分茅かりにやとふ

十日丙戌 晴天、泉藏坊来ル

十一日丁亥 雨天、弟子後住二服部村之大藏寺仁部市郎

右衛門子七重郎定候二付、今日寺中へ披露、無相違相済、

扱又灌修子山へ成就坊後二只今迄有之候御経塚ノ開山源

筈書写之如法経、今日灌修子山へ移ス、七重郎病氣二付、

泉藏坊同道して帰ル、勘七も今日帰ル、庄兵衛・喜三郎

往ク

十二日戊子 晴天、庄兵衛・喜三郎帰ル

十三日己丑 晴天、未ノ刻少雪、喜平太・賀平太

十四日庚寅 晴天、七重郎後住二定メ申二付、御屋敷

木下清兵衛殿へ御内證御物語仕ルため参、喜兵衛殿・

市右衛門殿へも御物語申入ル、河村二泊ル

十五日辛卯 雨天、河村二泊ル

十六日壬辰 晴天、帰寺ス

十七日癸巳 晴天、摂州服部村へ往ク、七重郎事一郎右

衛門へも今日申入ル、諸事宗味二任セ置成也

十八日戊午 晴天、帰寺ス

十九日己未 晴天

廿日庚申 晴天

廿一日辛酉 申ノ刻分雨天、江戸之御歳暮漬松茸・御状

等、京三本木御屋敷迄惣代二松本坊持参

廿二日壬戌 晴天、御用之事有之由、木下清兵衛殿分両

山へ昨晚書状到来、因茲両山惣代ニ成就坊出京、今度
(徳川綱吉)
 公方様御筆之掛物両山へ一幅宛從 三之御丸様御寄附也、

本庄因幡守様分御添状忝通到来ス、御掛物大字壽

〔除一切病故得壽命故、御名御印有〕、此時因幡守様分御茶
 被下候

廿三日癸亥 雨雪、御筆御札状之儀ニ付、岩倉へ惣談ニ
 実相坊参ル

廿四日甲子 晴天、大師講会所法事、曼荼羅供修行ス、
 江戸へ御札状共今日認ル

廿五日乙丑 晴天、江戸へ之御札状、京御屋敷へ惣代ニ
 放光坊・圓月坊持参、献上昆布五拾本箱入、同三十本

因州様へ進上、木下清兵衛殿へ密柑三百入籠、大文字や
(信長)
(本庄宗資)

半兵衛方へ同式百入遣ス、摂州分人來ル、樹門戸遣ス
 廿六日丙寅 晴天、七重郎・勘七・太日院・泉藏坊・

五兵衛・市郎右衛門同道して今日入寺ス
(仁部)

廿七日丁卯 晴天、七重郎名改吉丸ト申、今日一山へ入
 寺振舞ス、赤飯・御酒石丸寺中へ持参、たはこ七把ツ、

成就坊・放光坊へ八別ニ市郎右衛門方分持参ス
(賢瑞)
(仁部)

廿八日戊辰 晴天、時々雪、摂州衆中今日帰ル、

(徳川綱吉)
 公方様御筆御掛物今日觀生音御寶前ニ掛備、満山出仕、

天下安全 上々様方御機嫌好御武運長久之御祈祷申上、

因幡守様分寶前ニ被備候御茶備、今日食堂へ満山寄合、
(本庄宗資)
 御祝事振舞、其上ニ御茶被下候

廿九日己巳 晴天、小塩村宗喜・道有・弥助・三右衛門、
 樽・たうふ等持参ス、吉丸入寺之祝義也、此方分も入寺

河守様分両寺へ御手紙到来ス、趣ハ御用之儀被仰渡候
(勝也)
(二付力)
 間、明晦日朝六ツ半時、松平紀伊守殿御宅江可被相越候、

以上、〔善峯寺 安藤駿河守・金藏寺 水野備前守〕、此方
(信唐)

分御請状趣、尊書奉拝誦候、御用之儀ニ付明晦日朝六ツ
 半時 松平紀伊守様御屋敷へ可罷出之旨、畏奉得其意候、

以上、十一月廿九日

水野備前守様 金藏寺 成就坊・実相坊
(勝也)

安藤駿河守様 善峯寺 西室坊・上之坊 出京
(次行)

御用人中

晦日庚午 晴天、明六ツ時半ニ惣代成就坊・惣代西室坊

兩人 松平紀伊守様へ罷出候処、町奉行兩人共二御立会之上、紀伊守様被仰渡候趣ハ、今度 三之御丸様依御願兩寺共最前被下置候寺領之上ニ増知被仰付、都合式百石宛被為 下置候間、難有可奉存と被仰渡候、尤近々御礼ニ罷下候様ニと御申渡し也、尚最前之御朱印持參と被仰渡候、夫々木下清兵衛殿へ御礼ニ參、段々申上ル、先達而 因幡守様・同性安藝守様・淡路守様へ御礼状指上ル、今晚木下清兵衛殿へ因幡守様御書来ル趣ハ、去廿一日三之丸様御本丸へ被為入、御願ニ而善峯・岩倉兩山共加増被仰出候、比定メ京諸司可被申渡候、左候ハ、早々御礼ニ罷下リ 三之御丸様へ御礼申上候様ニ兩山へ申渡候へとの御状也、江戸への御状共子ノ刻出ス
十二月朔日辛未 晴天、江戸御礼下ハ西室坊・放光坊也、今日歸寺ス
二日壬申 晴天、献上御礼・卷数・書状共認ル
三日癸酉、晴天、放光坊今日当山発足、食堂ニ而出立振舞有、供善入・長八・七助
四日甲戌 晴天、放光坊見立ニ実相坊・治部卿出京、今

朝西室坊・放光坊為御暇乞 松平紀伊守様・水野備前守様・安藤駿河守様へ被出候、口上ハ兩寺惣代為御礼忝人ツ、明日発足可仕と奉存候、就夫御暇可申上ため、且又江戸へ御状被遣被下候ハ、可忝と申出ル、町奉行ハ江戸寺社御奉行衆へ御状可被遣旨、今晚ニ而明朝ニ而も取ニ參候様ニと被仰候由、七ツ時桜本坊右之御状請取ニ參ル
五日乙亥 晴天、今日兩僧共二午ノ刻 木下清兵衛殿御屋敷發足、尤御 朱印持參
六日丙子 晴天、実相坊・治部卿歸寺ス
七日丁丑 晴天、安左衛門・伊兵衛・市助、吉丸祝義ニ樽・昆布持參ス
八日戊寅 晴天、光好・宗貞登山、吉丸祝義ニ樽・香物
吉丸方へ色々進物有、小方洞雲老ハ吉丸祝義ニミツかん到來ス
九日己卯 晴天、大日院・市郎右衛門・喜右衛門登山、加増為祝義樽・そはこ持參、吉丸母ハ餅壹重來ル
十日庚辰 雨天、圓心暇申請候由、今日暇被出候由、然

共覺心・淨心證言申、又勤申候由、昨日木下清兵衛殿江
(信真)
 両山加増御礼為祝義、斗樽式ツ・饅頭百五十入折・大仏
 餅百五十入折・煮肴折両山分進上、惣代松本坊・真光坊
 也

十一日辛巳 晴天、(英宮)青蓮院様御内進藤采女殿飛札到来ル、

是ハ今度 天子之御廟御改 公儀分被仰出候ニ付申来ル

十二日壬午 晴天、御陵之事公儀分御觸状来ル

十三日癸未 晴天、(英宮)青門様并公儀へも書付遣ス

十四日庚申 晴天、当番相勤ル、矢田大智院登山

十五日辛酉 晴天

十六日壬戌 晴天

十七日癸亥 晴天、(真如堂)法泉坊登山、泊

十八日甲子 晴天

十九日乙丑 晴天

廿日丙寅 晴天

廿一日丁卯 晴天、摂州両親方へ歳暮祝義持せ遣ス

廿二日戊辰 晴天

廿三日己巳 晴天、松本坊檀供ツキニ參ル

廿四日庚午 晴天、(靈之)石川主殿頭様分御使者松井郷右衛門

殿登山、口上、今度山城國繪圖被仰付候ニ付、從 公儀

被仰出候御書付之写進之候、披見之上其心得仕、若難心

得儀候ハ、繪圖奉行へ御尋可被成と申来ル、則從 公儀

御書付写シ到来ス

廿五日辛未 晴天、(安岡寺)泉藏坊分歳暮祝儀来ル、餅・樽・

(蜜柑)ミツかん・金子也

廿六日壬申 晴天

廿七日癸酉 晴天、今日京都拂二庄兵衛遣ス

廿八日甲申 晴天、(忍患)放光坊分状来ル、去十五日四ツ時分

(進藤資長)二淡路守様へ参着申由

廿九日乙亥 午ノ刻分雪、函珪岩倉分同道帰ル、いわく

らへ御廟參ス

晦日丙子 晴天、如例年堂社入堂ス

賢良書

(表紙外題)

元禄拾壹戊寅曆

日次

(表紙見返し書付、後筆)
十二月廿二日

正月九日二申来、

惣代宝光坊、
(欣)
二月十六日上着

御加増都合式百石、

岩見・上里・下久世、祝儀

両寺惣代真光坊

三月

三月

地面請取

祝儀

四月

(青蓮院)
栗田口御使

三月

坊別掛物拝領

三月

国絵図、石川主殿頭奉
(憲之)

四月

本堂額

五月

(本庄宗資)
因州公、両寺知行配当書、九月

五月

大般経御寄附
(若脱)

六月

本堂盗来

六月

下久世村庄屋役

九月

三之丸様物御寄附、進藤奉

九月

(知郷) 富田・進藤・木下、有馬入湯
(資長) (信真)

九月

青御違例

九月

江戸誓願寺登山

十月

(英宮) 青門主薨、号智冥院、十一月御悔

十一月

(知郷) 富田甲斐守殿登山

十一月

下久世村斗升御免願

十二月

栄光院様五十年、(因州書、光瑞之事)

十二月

上里村永荒取ケ捨免

十二月

本山寺前住慶圓得度

十二月

上里村不納

十二月

一栄光院殿五十回忌

元禄拾一戊寅曆正月朔日丁丑 晴天、卯ノ刻吉丸・勘七
 同道而堂社入堂ス、丞珪去ル廿九日入来、未ノ刻分本堂
 へ出仕、如例年法事アリ、八幡宮へ庄兵衛代参ニ遣ス
 二日戊寅 午ノ刻分雨天、松本坊同道而本山寺毘沙門天
 へ参詣ス、供喜三郎(マ)
 三日己卯 晴天、喜三郎岩岩山へ代参ニス、成就坊(愛脱)
 へ一家不殘節ニ参ル、杉谷百姓共夕食為給(賢瑞)
 四日庚辰 晴天、成就坊・松本坊両僧節ニ申入ル、岩倉
 山不殘如例年年礼ニ越山
 五日辛巳 未ノ刻雪、いわくらへ年礼ニ参ル、直ニ御廟
 参ス
 六日壬午 晴天、昨晚日待谷之坊当番、松本坊節ニ一家
 不殘参入ス
 七日癸未 晴天、上羽(調部)・外畑(乙調部)之衆例年之ことく礼ニ入来、
 今日富、外畑村半四郎・長四郎、小塩村源之介ニ上ル
 八日甲申 晴天、如例年上羽(調部)・灰方・小塩へ礼ニ七三郎
 遣ス
 九日乙酉 雨天、服部村へたはこ取ニ庄兵衛遣ス

十日丙戌 晴天、出灰村作右衛門年礼ニ来ル
 十一日丁亥 晴天、青蓮院御門主(美宮)へ御礼ニ一山参ル、御
 節被下候、成・実・谷・圓・仙・治・民参上ス、惣中分
 御年玉・榧五升入箱一折指上ル、河村ニ泊ル
 十二日戊子 晴天、京都屋敷方町御礼ニ参ル、年玉・た
 はこ・小豆等也、淀へ如例年谷之坊被越ル、江戸表御礼
 皆々正月修正之御礼ニ献上、次ニ因州様・安藝守様・
 淡路守様・清兵衛殿不殘御礼持参ス(本下信長)
 十三日己丑 晴天、午ノ刻分少々雨、泉藏坊・喜右衛
 門・市郎右衛門年礼ニ入来、何茂年玉持参、泊ル、
 大日院今も年玉到来ス、淀御礼ニ昨日分惣代ニ谷之坊参
 入、当年ハ主殿頭様御逢被成、其上御馳走屋ニ而料理杯
 被下候由、直ニ今度被仰付候國絵図御書付之儀、役人衆
 へ相尋被帰ル
 十四日庚寅 晴天、摂州衆中今日帰国ス
 十五日辛卯 雨天、外畑村(乙調部)へ年礼ニ往ク
 十六日壬辰 晴天
 拾七日癸巳 晴天、真光坊へたはこ儀申来ル

十八日甲午 雨天

十九日乙未 晴天、次郎兵衛殿登山

廿日丙申 晴天

廿一日丁酉 晴天、庄兵衛たはこ取二服部へ遣ス

廿二日戊戌 晴天、上野村大工権右衛門始而細工頼ミ、
(摂津国島下郡)

今日今水船之箱はしり抔仕ル、已上工手間惣合五人之由

廿三日己亥 晴天、吉丸・勘七同道して摂州へ年礼ニ往

ク、安岡寺ニ泊ル

廿四日庚子 晴天、樹木仁部喜右衛門造作、今日地祭致

ス、実・大日院・泉藏坊也、市郎右衛門ニ泊ル
(安岡寺)

廿五日辛亥 晴天、仁部喜右衛門棟上今日仕ル、大工ハ
(摂津国島上郡)

清福寺村庄右衛門・同治兵衛也、今日大日院・泉藏坊・
(安岡寺)

市郎右衛門・玄貞同道して天神へ社参ス、林光坊へ尋候

処、観教院へ逢、御酒杯給帰ル、市郎右衛門ニ泊ル
(仁部)

廿六日壬寅 未ノ刻々雪、□晴末、泉藏坊ニ泊ル
中ノ刻雨天

廿七日癸卯 未ノ刻々雪、吉丸同道して帰寺

廿八日甲辰 晴天

廿九日乙巳 晴天 年行事食堂替番算用立會相濟、今日

(賢通)成就坊々請取、今晚今相務ル、吉丸も同道ス、安岡寺泉

藏坊の大戸取ニ参遣ス、岩倉喜明坊上(成就坊賢通)人十三年忌明朔日

ニ相当り、今日非時今一山共越山ス、当山ニ而も今日今

志シ相務、塔婆相建ル

二月朔日丙午 晴天、喜明坊上人十三年忌斎、(放光

坊・西室坊)今両山へ参ル状ノ留メ、一筆致啓上候、先

以其元弥御無事ニ御座候半と奉存候、爰元兩人下々共ニ

無替儀罷有候、然者当年爰元へ御年頭ニ御下りニ付、
(進藤賢通)

淡路守様被仰付候ハ、両山今御献上と因幡守様御一家之
(本庄宗賢)

進物等ハ唯今迄之通りニ可被致候、其外之家中、又所々
(マ)

之進物・音進等ハ、すぎと無用ニ可被致旨御申渡被成候、

則淡路守様・因幡守様へ被仰入候而、上今之やめニ成り

候様ニ可被成との御事ニ御座候、只今之通りニ而ハ、

末々ニハ両山之難儀ニ成り可申候間、両山今之やめニハ

難成事ニ候へ者、淡路守様御家中上今之仰ニ而やめニ被

成候様ニ可被成との御事ニ御座候、夫故当年今やめニ致

様ニとの御事ニ御座候間、年頭ニ御下り之方へ此旨申遣

候様ニ被仰候ニ付、如此ニ御座候、右之通ニ而御座候間、

外々進物等ハ入不申候間、左様ニ御心得候而御支度被成
間敷候、一八日ニ (徳山綱右衛門昌院) 三之御丸様へ兩人・自分御年頭ニ棕

栗壹箱献上ニ而御礼ニ上り、御雜煮御料理被下候、一今
日九日、寺社奉行衆へ御暇と、又御朱印之義とを願申上

候度義竊ニ罷出候、竊奉り之事ニ御座候へハ、先何之様
子も知レ不申候、一御献上、一所 (マ)

一因幡守様、一安藝守様、一淡路守様、一甲斐守様 (本庄實俊)

一周防守様、一織部様、一 (松平宗長) ふくい殿・おりう殿、

一兵庫様、

一豊五郎様、一両比丘尼衆

右ヶ条之通り進物惣中可有之、此外ハ曾テ無用ニ致様
ニとの御事ニ御座候、正月九日 此状通両僧々来ル

二日丁未 晴天、百日目付衆斎藤治左衛門殿・酒井小平
次殿登山、何茂式千石ツ、之由、放光坊々はこ之事申 (忍患)

来り、今日京都御屋敷迄遣シ、和田嘉右衛門へ頼遣ス

三日戊申 晴天、せど山東南西北間数改ル、東西百四拾 (背)

四間、南北百八間、扨又惣境内はりこ絵図、今日今土形 (張り子)

致ス、日用作兵衛今日々来ル

四日己酉 少雨、上野村大工権右衛門来ル、今日今小社
壺ツ申付ル

五日庚戌 雨天、昨夜ル本堂へ盗人来り、散銭箱之錠を

ネデキリ、銭少々取、因茲京へ錠調ニ庄兵衛遣ス

六日辛亥 雨天、散銭箱之錠調、庄兵衛帰ル

七日壬子 雨天

八日癸丑 雨天、矢田大智院年礼ニ入来

九日甲寅 未ノ刻分雨晴ル、放光坊々書状来ル、去月 (正寄)

廿二日ニ寺社御奉行松平志摩守殿江御呼出シ、井上大和 (重米)

守殿御立会、旧ル御朱印被召上、其上ニ新 御朱印頂戴

之由、扨又知行所者上里村ニ而百石余、下久世村ニ而九 (葛野郡)

拾石余と申来ル、扨惣代両僧御本丸御暇乞之願之儀、重 (山城国乙訓郡)

而寺社御奉行所々左右可被仰之由申来ル、右紙面之帖、

去月廿三日之日付ニ而今日到来ス

十日乙卯 晴天、昨日知行所之儀、放光坊々内証申来ル

ニ付、木下清兵衛殿へ御届ケ御礼惣代ニ松本坊出京、從 (信真)

公儀御触帖古金銀を新金銀と引替候儀、当三月を限候

様と去年四月相触候処、尔今古金銀相残有之由候、遠国

渡海など有之所者通路不自由にて引替相殘儀茂可有之間、

来卯三月を限、不殘引替候様ニ御料者御代官、私領ハ地

頭より、其所へ申越、古金銀不殘引替候様ニ可被申付候、

若指支儀於有之ハ、萩原近江守方(勘定奉行、重秀)へ可被相達、此上二而

古金銀殘置候者可為越度候、以上、 寅正月日

右之通從江戸御書付到来候之条、来卯三月を限、古銀不(金脱力)

殘急度引替候様ニ洛中洛外へ可令触知者也、 二月七日

〔備前・駿河〕

右之通被仰出候間、門前・境内迄も急度可被仰渡候、

已上、 元禄十一年寅二月八日

(雑色)
松村与左衛門

寺社いつものことく故不留

十一日丙辰 雨天、松本坊帰寺、金藏寺知行所

川嶋村(葛野郡)・下久世村(山城国乙訓郡)・灰方村(乙訓郡)・上羽村之由承ル

十二日丁巳 晴天、覚成坊登山、半切紙年玉ニ持参、

法泉坊(真如堂)今人来ル、トイ竹壺本遣ス

十三日戊午 晴天

十四日己未 晴天、石川主殿頭様(憲之)今御使者来ル、趣ハ旧

冬国絵図之儀被仰越候、併又此中江戸今被仰渡候ハ、重

而可被仰候間、先夫迄寺領共ニ改之事延引仕候様ニ申来

ル、別紙書付式通来ル、壹通ハ公儀今出候御書付之写シ

也、御使者名鳥山政之助殿

十五日庚申 未ノ刻雨天

十六日辛酉 晴天、放光坊(忍忠)・西室坊今日京着之由申来

ル、三本木御屋敷へ落付被申候由

十七日壬戌 雨天、放光坊西ノ刻帰寺、御 朱印於本堂

僧侶不殘頂戴ス、以前知行所今里村も御替被成、上里村

と下久世村とニ而被仰付候、御諸司代松平紀伊守様、其(信增)

外町奉行衆へも昨日御礼ニ被出候由、御代官小堀藤三郎(克敬)

殿へ江戸御勘定所今御証文来リ、是も昨日相届ケ申候由、

尤去年物成今被下候旨

十八日癸亥 雨天、從 三之御丸様(徳川綱吉母桂昌院)今羽二重式疋ツ、

さあや壺卷ツ、七坊へ、金子壺歩百切惣中へ、是ハ御加

増拝領為御祝義被為下候、其外らうそく百挺入壺箱・の

り品々・輪装束式助ツ、并そは・かき餅・味噌杯色々

拝領仕ル、扱帶壺筋ツ、被為下候、今里村庄兵衛召寄せ、

明日小堀仁右衛門手代衆村田半助へ、当山知行所今里村(京都代官、克敬)

去年ノ取ケ壺通書付持せ、庄屋・年寄持参仕候様ニ申付ル、同半助方へ書帖壺通惣中分遣ス、是ハ土川七郎兵衛・七郎右衛門、下久世出作之儀ニ付頼遣ス

十九日甲子 晴天、江戸御礼帖相談ニ放光坊・谷之坊岩倉江被参、(山城国乙訓郡)下久世村利兵衛・利右衛門為兩人樽・菓子壺折持参ス、是者知行所相窮(マ)り候ニ付御祝儀御礼ニ来ル、(乙訓郡)寺戸村市郎左衛門・向日町長兵衛・土川村七郎兵衛も祝儀之姿、小樽壺ツ惣中へ持参

廿日乙丑 晴天、村田半助殿分帖来ル、江戸帖認ル、今度從 (能川綱吉母桂昌院)三之御丸様分当寺加増為御祝儀金子壺万疋拝領、金子老步拾貳切ツ、七坊へ、同三切ツ、弟子衆三人へ、銀四両吉丸へ、貳匁五分為紙代内蔵助へ、金子百疋ツ、道心者中へ、貳百文善西へ、三匁ツ、家来共へ、百文喜三郎へ、右之通拝分 (尾)

廿一日丙寅 晴天、江戸御礼状認ル

廿二日丁卯 雨天、江戸御礼状認、今日京都迄放光坊持参、献上、并因州様・藝州様・淡州様へ、此度も山椒輪指上ル、(信真)木下清兵衛殿へ美濃柿進上ス

廿三日戊辰、晴天、(山城国乙訓郡)下久世村庄や太兵衛并善兵衛・弟七郎兵衛来ル、口上、昨日小堀仁右衛門様御廻状来候、明日ハ仁右衛門様へ参候様ニと被仰付候、就夫内証ニ而承

知仕候、当村御百性ニ罷成候段難有奉存、早速御礼御祝ニ登山仕由、然其表向御引渡無之内ニ候へハ、今日ハ逢不申候、放光坊も帰寺

廿四日己巳、晴天

廿五日庚午、晴天、(高野郡)上里村庄屋利左衛門・彦兵衛来ル、

口上覚、昨日小堀仁右衛門様へ被召、今度我々村々儀当寺領ニ罷成候由被仰渡候、就夫御礼御祝儀ニ早速仕候旨申来ル、河村一右衛門殿登山、扇子到来、吉丸へ浪詠到来ス、道心宗清来ル、(能勢)摂州野瀬郡上地黄村之者

廿六日辛未、晴天、智積院権僧正御登山、金子百疋初尾、供之僧 (上座之由)明星院行智、次ニ卓信、扱又石勝寺同道也、食

堂ニ而茶・菓子杯進上申、河村一右衛門殿帰京

廿七日壬申、晴天、西室坊越山、和田氏儀相談

廿八日癸酉、午ノ刻分雨天、桜本坊越山、経塚江中食実相坊分遣ス

廿九日甲戌、雨天、從旧冬和田嘉右衛門兩山之代官願之儀、兩山寄合相談ス、則河村一右衛門殿迄口上書ヲ以、弁答申遣ストメ、口上、從旧冬和田嘉右衛門殿代官願之事ニ此比も態御登山ニ而御申被成候ニ付、兩山相談仕候、当年今頼申度存候へ共、加増地始拝領之儀ニ候へハ、為冥加当年者自分ニ一所務見申度何茂存候、来年今弥頼可申候、其段御申伝可被下候、為其如此ニ御座候、以上、二月晦日 右之通ニ認、上包ニ斗ニ河村一右衛門様トいたし、其下ニ兩山之名書、使ヲ以明晦日、一右衛門殿方へ遣ス筈也

晦日乙亥、晴天、河村一右衛門殿江兩山今昨日寄合認候書状持せ遣ス、弁状来ル

三月朔日丙子、時少雨、酒之事ニ付、兩山使ニ富田へ庄兵衛遣ス

二日丁丑、晴天、真光坊今兩山江状来ル、柳沢出羽守様

江御札被指上候由、求肥拾斤入相添持参之旨申来ル、本庄因幡守御指図被為遊候由

三日戊寅 晴天、未ノ上刻今宇治火事、申ノ下刻迄焼ル

四日己卯 雨天、(山城國乙訓郡)下久世村庄屋之事、只今迄のことく善

兵衛抔仕候様ニと儀、仁右衛門殿手代村田半助今土川村七郎兵衛ヲ以、兩山へ頼被越候

五日庚辰 晴天、土川七郎兵衛入来、村田半助方へ状遣ス、是ハ最前頼遣候土川兩人出作事被申付候ニ付、礼状也、下久世村庄屋之儀、昨日之通ニ返事申遣ス

六日辛巳 晴天

七日壬午 晴天、和田嘉右衛門儀、当年今代官頼可然候哉之事、今日又岩倉へ相談ニ谷之坊遣し候へ共、兎角最前之通と申来ル、岩見村法泉寺知行祝ニ登山ス、(大原野石見町)

上里村・岩見村一所之所之由、物語承ル、小物成三石六斗と申ハ、惣村之山之由、公儀表之御帳面ハ惣百性所持之分ハ芝山、又法泉寺・利左衛門・伝左衛門三人分ハ小松山と御座候由、法泉寺物語ス、然者惣村中当山御百性之由物語也、今里村庄屋弥兵衛方へ人遣ス

八日癸未 晴天

九日甲申 晴天、從 (徳川御寺母佳昌院)三之御丸様綿坊中式拾八把拝領ス、今日木下清兵衛殿分持せ被下候、犬甘野村原田次郎右衛

門来ル

十日乙酉 晴天、小堀仁右衛門殿分御使書状来、文之卜

(京都代官、忠敬)

(葛野郡)

メ、明後十二日分御寺領川嶋村より段々為引渡、手代差遣可申候間、御出家衆被立会候様ニ可被仰付候、併其元差間候之儀茂御座候ハ、無御遠慮可被仰聞候、御勝手次第二引渡可申候、尤庄屋・年寄案内申付候、為其如此御座候、恐惶謹言

三月十日

(京都代官、忠敬)
小堀仁右衛門

金藏寺

寛覚判

善峯寺 御役者中

大原野村五右衛門加増祝ニ登山ス、樽持参

(信長)

十一日丙戌

雨天、綿拝領御札ニ木下清兵衛殿迄惣代ニ

谷之坊出京

十二日丁亥

雨天、今日知行所寺領百姓郷村小堀仁右衛

(姓)

門殿分御渡之筈ニ而候へ共雨天故相延ル、長村迄ハ圓月

坊被出候、供源内・宗白・小左衛門・平兵衛・伝三郎也

十三日戊子

暗ル、午ノ刻分晴ル、岩倉衆ハ川嶋村へ被

(葛野郡)

参候由、然共朝之内空暗ク候故、小堀仁右衛門殿手代衆

(京都代官、忠敬)

不被参候由、いわくら衆ハ逗留之由、明日ハ早々仁右衛

門殿衆川嶋村へ被参候由、金藏寺分申来ル

十四日己丑

晴天、小堀仁右衛門殿手代人見浅右衛門、

郷村之引渡ニ被出ル、今日水帳・高辻帳并丑ノ年物成帳小堀仁右衛門殿分請取、谷之坊・圓月坊郷村請取ニ被参候、委細帳面有

十五日庚寅

晴天、今日上里村地面御引渡、請取惣代ニ

谷之坊・圓月坊出会也、金藏寺分も兩人被参ル、小堀仁

右衛門殿手代人見浅右衛門ト申仁也、中食并当此方分

遣又

十六日辛卯

雨天、水野備前守様今日御登山可有之之由、

(勝造)

河村一右衛門殿分内証申来ル、然共雨天故御登山無之

十七日壬辰

晴天、下久世村も相済、扱今里村ノ旧領之

(兄敬)

(山城国乙訓郡)

先年小堀藤三郎殿分渡り候帳面共式冊、今日小堀仁右衛

門殿手代人見浅右衛門へ相渡ス、圓月坊帰寺、谷之坊ハ

直二京へ御届ケ上京

十八日癸巳

晴天、酉ノ刻分雨、真光坊去ル十六日二京

着被致、今日当山へ入来、拝領物如例年、両山へも今度

掛物壹幅宛坊別ニ拝領ス、一山へ八幅ツ、配分、一坊へ
 壹幅ツ、頂戴ス、干混飧一箱・素麵一箱、両山へ此度真
 光坊罷登り候時被為下候、扱又最新西室坊・放光坊罷上
 り時分、両山へ拝領之そば・かきもち・味噌舟廻シ京着
 今日木下清兵衛殿分持せ被下頂戴ス

十九日甲午 雨天、昨晚松村与左衛門分三ヶ寺へ廻状来
 ル趣ハ、覚 村上山 車塚、右書付之所、御山内ニ有之
 候ハ、御書付御越可被下候、若御境内ニ村上ト申田畑
 字なと有之候ハ、御書付来ル廿日迄ニ有無之儀可被
 仰下候、以上、寅三月十八日 松村与左衛門印

西山善峯寺・同三鉢寺・西岩倉山金藏寺、右之御役者中、
 谷之坊帰寺、小堀仁右衛門殿分高辻帳来ル、此中郷村引
 渡シ相済候ニ付、小堀仁右衛門殿へ饅頭百人むしくわし
 両山より持参、一札被申入候、人見浅右衛門ニハ金子百
 正ツ、持参被致候由、夫分両町御奉行、其上御諸司代へ
 も此度郷村請取相済候御届ケ御礼ニ被出候由、惣代谷之
 坊・桜本坊也、扱又石川主殿頭殿分御国絵図之儀ニ付、
 御使者書付壹通来ル、四月中ニ書付持参候様ニと申参ル、

御使者岡角左衛門ト申、法泉坊登山、且又拝領之そば・
 かきもち・味噌等今日配分ス

廿日乙未 曇、上里村庄屋兩人、年寄兩人、其外当寺領
 本百性之由六人来ル、其外小百性五人、右之者共今日始
 而礼ニ来ル、五升樽・饅頭壹折持参ス、各々料理為給候、
 寺僧衆不残対面ス、下久世村庄や兩人・年寄初而礼ニ来
 ル、斗樽壹ツ・饅頭壹折持参ス、料理為給候、寺僧衆不
 残対面也、灰方村庄や三郎兵衛も菓子袋三持参、祝儀ニ
 来ル、下久世村七郎兵衛・善兵衛子も礼ニ来ル、下久世
 村鉄炮改帳持参ス

廿一日丙申 晴天、申ノ刻雨

廿二日丁酉 雨天、御加増祝儀ニ方々遣ス餅致ス

廿三日戊戌 雨天、上里村へ鉄炮帳之儀申遣ス

廿四日己亥 晴天、下久世村・上里村鉄炮帳請取、知行
 所郷村請取相済候ニ付、方々江祝儀遣ス、青蓮院宮様へ
 餅百入籠壹ツ・五升樽貳ツ、木下清兵衛殿へ餅百入
 籠一・五升樽一、晴雲院様へ餅五十入籠一・三升樽一、
 河村一右衛門殿江餅五十入籠一・五升樽一ツ、井河喜兵

衛殿へ餅五十入籠一・三升樽一、室町へ餅五十入籠一、
(高木源石衛門)
 美濃やへ餅五十入籠一、御幸町太兵衛へ餅五十入籠一、
 長谷川又左衛門殿へ餅五十入籠一、法泉坊へ餅五十入
 籠一、佐々木内匠へ餅五十入籠一ツ・五升樽(マヤ)、源之丞へ
 餅五十入籠一、八百や安左衛門へ餅五十入籠一、菓子や
 六兵衛へ餅三十入籠一、智泉へ餅三十入籠一、平野や治
 兵衛へ餅五十入籠一、橘や七左衛門へ吉野屋理兵衛へ餅五十籠一、大智
 院へ餅五十入籠一ツ・五升樽一、伯耆守へ餅五十入
 籠一・三升樽一、光好・宗貞へ餅五十入籠一・まんちう
(安岡寺)
 杉折二、大日院へ餅五十入籠一、泉藏坊へ餅五十入籠壹
(仁部)
 ツ、喜右衛門へ餅五十入籠一、市郎右衛門へ餅五十入
 籠一、玄松寺へ餅五十入籠一、佐右衛門へ餅五十入籠一、
 常右衛門へ餅五十入籠一、喜左衛門へ(マヤ)、伝左衛門へ餅五
 拾入籠一、彦兵衛へ餅五拾入籠一、七郎右衛門へ餅五十
 入籠一、五右衛門へ餅五十入籠一、西雲へ餅五十入籠一、
 七郎兵衛へ餅三十入籠一ツ、七郎右衛門へ餅五十入籠一、
 仁左衛門へ餅五十入籠一、市郎左衛門へ餅三十入籠一、
 長兵衛餅五十入籠一、慈性院へ餅五十入籠一、治兵衛へ

餅三十入籠一、久兵衛方へ餅三十入籠一、勘兵衛へ餅三
 十入籠一、三郎兵衛餅五十入籠一、九右衛門へ餅三十入
 籠一、八右衛門へ餅五十入籠一、市助へ餅三十入籠一、
 市郎右衛門へ餅五十入籠一、四郎兵衛餅五十入籠一、伊
 兵衛へ餅五十入籠一、小塩村中へ銀子貳枚遣ス、杉谷百
 姓三人へ鳥目壹メ文ツ、遣ス、今日惣代ニ成就坊出京、
(寶地)
 方々右通ニ遣ス

廿五日庚子 晴天、小塩村分昨日之礼二次郎兵衛・与助
 来ル、市郎右衛門も来ル

廿六日辛丑 晴天、此度為祝儀下久世村へ金子三百・餅
(山城国乙訓郡)
 百人籠一遣ス、上里村江金子三百疋・餅百人籠一遣

ス、下久世村利兵衛方へ金子貳百疋、是ハ地面引渡時宿
 二仕、其上中食弁当杯申付候故遣ス、其外二餅五入籠一
 遣ス、同村利左衛門へ餅五拾入遣ス、伏見市郎右衛門も
 入来、光好・宗貞登山、祝礼樽持参、吉丸へ菓子・扇子
(井筒屋)
 持参、小方洞雲分御霊前へとて香物壹桶被越候、自分へ
 も三年酒壹樽到来ス

廿七日壬寅 晴雨天、上里村庄屋・年寄昨日之御礼ニ来ル、

岩倉へ回章遣ス

廿八日癸卯 雨天、上里村伝左衛門来ル、為御祝儀扇

子・樽持参ス、拝領のかきもち・ぬかみそ京へ持せ遣ス、

木下清兵衛殿・井川喜兵衛殿・河村一右衛門殿・

御幸町・美濃屋・怡慶へ遣ス

廿九日甲辰 暗ル、水野備前守様御登山、御子息同名数

馬殿御同道、民部卿御尋御逢被成ル、岩倉衆登山、開山

忌曼荼羅供修行ス、御安内ニハ実相坊・谷之坊出ル、

福井殿・おりう殿へ丑ノ年知行物成之事書付候状遣ス、

トメ別紙ニ有

卯月朔日乙巳 晴天、備前守様へ昨日之御礼ニ惣代圓月

坊出京、食堂岸石垣今日仕ル

二日丙午 晴天、百日横目永井采女殿・土屋甚助殿御登

山、案内ニ谷之坊・実相坊出ル

三日丁未 申ノ刻分雨、河村八兵衛登山、樽・素麵持参

四日戊申 雨天、上里村庄や彦兵衛来ル、向日明神馬壺

疋出ス由、御地頭分米壺俵被下候由願申、当米五斗被遣

候筈也、拟常井料彦兵衛かぶへ米壺斗八升ツ、先々分

被下候由、外之かふニハ無之由申、是ハ遣可申由申遣ス、

谷坊出京、公儀へ鉄炮書付持参也、土川七郎兵衛登山、

是ハ利兵衛庄や役願之儀頼之由

五日己酉 晴天、本庄因幡守様御寄附額、今日勅額師吉

兵衛持参ス、木下清兵衛殿分御状来ル、藤木甲斐守筆

也、下久世村宗門改并人別改帳持来ル、上里村分同帳持

参ス、小物成山間数書付持参ス、同村分米八石来ル、同

村伝左衛門宗門并人別帳被除候事迷惑之由、訴訟ニ来ル

六日庚酉 雨天、額掛ル、青蓮院宮様分御使律梁坊登

山、御口上ハ、先比江戸表首尾能被相務、殊二段々被仰

出候由、御門主ニも御満足ニ思召候、然者去比為祝儀

色々被献、是又御満足ニ思召候、此兩樽并壺種御祝儀印

迄ニ惣中へ被進候ト、御口上也

七日辛戌 晴天、岩倉山額掛ル

八日壬亥 晴天、因幡守様へ御状上ル、清兵衛殿へも每

年勘定目録指上ル、惣代松本坊出京、是ハ青門主様へ

御礼并御額之御礼、是ハ清兵衛殿迄申入ル

九日癸子 晴天、公儀分御触書到来ス、覚 一当座遣

捨候諸色金銀之箔用候之儀停止之事、附、金銀之水引停止之事、一菓子入・盃台金銀之箔停止之事、一童子之持あそひ物遣捨て候類、金銀之箔停止之事、一諸道具金銀梨子地・粉だび蒔絵之類、向後結構無之様ニ可仕事、一諸道具金物之類ニ金銀みたりに遣候儀可為無用事、右之趣相守之、惣而無益儀に金銀用申間敷候、已上、寅ノ三月日 右之通此度於江戸 仰出之間、ケ条之趣急度相守之候様ニ洛中洛外へ可令触知者也、四月四日〔駿河・備前〕右之通從 御公儀被 仰出候間、門前・境内迄御触之趣急度可被仰渡候、以上、

元禄拾壹年寅四月五日 松村權右衛門印（雑色）与左衛門 触所如前々

九日癸子 晴天、御祈禱之御札、京持せ遣ス、岩倉衆当

山知行割相談、松本坊婦寺、瑞光院様御衣類之由、御幡

八流今度 三之御丸様御寄附被仰付、今日木下清兵衛（前良）

殿分請取

十日甲寅寅 雨天

十一日乙寅卯 雨天、舟荷物干温飩・素麵頂戴ス

十二日丙卯辰 晴天、国御絵図之儀二付、淀江谷之坊・圓

月坊被越候

十三日丁辰巳 晴天

十四日戊巳午 晴天、上里村彦兵衛来ル、向日明神去ル（葛野郡）

十二日神事之馬、御影ニ而首尾能相勤難有由、則御酒二鈴・餅・桂之葉枝・干大元（大根力）抔持參ス、依之米五斗当暮物

成ニ而被下候筈也、十五年めニ一度ツ、相当ル由、扱又

宗門帳・人別改帳之儀認置候様ニ申渡ス

十五日己未 晴天、今日下久世村皆済ス（山城国乙訓郡）

十六日庚申 晴天、知行配当書付、木下清兵衛殿江今日

持參ス、扱御買付田地作徳米酉年分子ノ年迄之勘定帳持參ス、惣代実相坊出京也

十七日壬酉 雨天、口触 一洛中洛外江他所之酒多入

込令難儀之由、酒屋共訴出候之条、他所酒買候ものハ、

のミ酒ニ而も多少ニよらす其品奉行所へ可申出候、酒出

所等吟味、其上可申付候、若かくし候而買候もの於有之者、急度可為曲事、寅ノ四月十三日

右之通被仰出候間、門前・境内へも急度可被仰渡候、

以上、元禄十一年寅四月十四日 松村与左衛門印（雑色）

十八日癸戌 晴天

十九日甲亥 晴天

廿日乙子 晴天、国絵図之書付、今日惣代谷之坊淀江持

参、留メ別ニ有、実相坊帰寺、岡村助之進ト上里村之伝(葛野郡)

左衛門ト申分近年有之由、就夫助之進子大助ト申者今日

来リ、断申、追付御奉行所へ御訴訟申上候故、御地頭様

之儀ニ候間、如此御届ケ申由、彦兵衛同道して来ル

廿一日丙丑 晴天

廿二日丁寅 晴天、岡村助之進、上里村伝左衛門ト申分

ニ付、昨日両奉行所へ訴訟ニ出候由、公儀ニ而被仰候

由、上里村ハ善峯寺領ニ候ヘハ、先山へ御届申様ニと被

仰付候由、就夫今日利左衛門・助之進来リ、当寺へ訴訟

申、扱又大文字や半兵衛今金子貳百足持せ、手代指越候

廿三日戊卯 晴天、上里村伝左衛門来ル、大日院・(安岡寺)

泉藏坊来ル

廿四日己辰 晴天、伝左衛門夫婦并養母・利左衛門・彦

兵衛同道、明日参候様ニと申遣ス

廿五日庚巳 晴天、上里村伝左衛門夫婦并妙清・利左衛

門・彦兵衛召寄せ承ル、証文共披見ス、書書トメ別ニ有(ママ)

廿六日辛午 雨天、岡村助之進子大助来ル、口上書持参

仕候へ共返し候

廿七日壬未 晴天

廿八日癸申 晴天

廿九日甲酉 晴天、上里村伝左衛門来ル

五月朔日乙戌 雨天、市郎左衛門・長兵衛・七郎兵衛登

山、下久世村利兵衛庄屋願ニ被参候(山城國之訓郡)

二日丙亥、暗ル、三本木御屋敷へ為見舞、惣代放光坊出(忍忠)

京、因州様へ(本庄宗賢)当寺知行配当願之状指上ル、福井殿・お

りう殿迄御幅御礼状遣ス

三日丁子、晴天

四日戊丑、晴天、上里村へ(葛野郡)宗門并人別帳之事申遣ス

五日己寅 雨天、公儀今御触状留メ、覚 一末廣扇・能

扇・舞扇者各別、献上之外常之扇・うちわ并たはこ入・

たとう紙之類者、先触之通金銀之箔用候儀停止之事、一

童子持あそひ物之内、ひな同道具・はりこ類者前々之通(ママ)

にて不苦候、其内結構無之様ニ可仕候、其外之持あそひ

物者、先触之通金銀之箔用候之儀停止之事、一右

品々又者菓子入・盃台・水引等之儀、只今迄仕入置候物

者当年中者令用捨之間、新規二仕立候分者先触之通可相

守之事、右之外者去四日先達而相触候趣急度可相守之旨、

洛中洛外へ可令触知者也、寅四月廿九日（備前・駿河）、

右之通被仰出候間、門前・境内へ急度可被仰渡候、已上、

元禄十一年寅五月朔日 松村与左衛門印 触所如常

六日庚卯 晴天、昨晚惣日待、圓月坊二而相務ル

七日辛辰 晴天、下久世村利兵衛来ル、庄屋之願申

八日壬巳 晴天、怡慶^{（高木）}登山

九日癸午 晴天、大般若經調候タメ谷之坊出京

十日甲未 晴天

十一日乙申 雨天

十二日丙酉 時々雨、長栗生長圓所持之舍利塔、今

日上羽村八右衛門・作右衛門持参、先預り置ク

十三日丁戌 晴天、大般若經今日来ル、從 三之御丸様

御寄附也

十四日戊亥 雨天、山門常樂院登山、今日振舞

十五日己子 雨天、木下清兵衛殿、昨日江戸へ御下り、

京都發賀也

十六日庚丑 雨天

十七日辛寅 雨天

十八日壬卯 雨天、市郎右衛門・佐兵衛登山ス

十九日癸辰 雨天

廿日甲巳 雨天

廿一日乙午 雨天、三之御丸桂昌院様分当山へ大般若御

寄附、因茲今日於本堂両山転読修行ス

廿二日丙午 晴天、大般若転読御祈祷御札献上、并

因州様・藝州様・淡州様・清兵衛殿へ御札京都御用御屋

敷迄持参、惣代実相坊出京ス、石川主殿頭殿分国御絵図

之儀二付口上書到来ス、此方分も書付二而御返事申遣ス

廿三日丁申、晴天、樋口殿へ惣代御見舞申、筭持参ス

廿四日戊酉 午ノ刻雨天

廿五日己戌 晴天

廿六日庚亥 晴天

廿七日辛子 晴天、岡村助之進ト伝左衛門出入之二付、

今日伝左衛門 公儀江被召出、罷登り候由、今日利左衛門・彦兵衛召寄、人別并宗門帳、扱丑ノ年残米皆済仕候様ニ申付ル、来ル十日時分迄ニ持参仕ル筈也

廿八日壬丑、申ノ刻夕立、上里村伝左衛門昨日御 公儀

へ罷出候由、重而証文本紙持参仕候様ニと被仰付候由、今日伝左衛門来り申

廿九日癸寅 酉ノ刻夕立

晦日甲卯 未ノ刻夕雨天

六月朔日甲辰、雨天、岩見村左兵衛・同村惣左衛門口上

書持参ス

二日乙巳、晴天、仙翁坊正号振舞二一山往ル

三日丙午 未ノ刻夕立

四日丁未 晴天、大師講会所放光坊

五日戊申、晴天、伝左衛門来ル

六日己酉、晴天、上里村人別帳改、今日持参ス

七日庚戌、晴天、圓明院十七年忌、成就坊二両山へ斎有

八日辛亥、晴天、昨夜本堂ニ盗人入ル、取物品々大幡降

之御紋付幡・カタシノ足斗・前机佛具壺通・大香炉壺

ツ・磬壺ツ・焼香箱・錫杖・しゅちん紺地金入幡式流・観音経婦包壺ツ、但し京禄純子壺尺四五寸四方、因茲

方々江人見セニ遣ス、巳ノ刻大香炉長左衛門持参来ル、

上羽村与右衛門ト申者、田地之水見ニ参候由、然処二道

筋ノ川之上出川ニ捨置有由、長左衛門持参ル

九日壬子 晴天、下久世村太兵衛来ル、今度庄や役指上

ケ候様ニ申渡ス

十日癸丑 晴天、小畑川橋杭、一昨日八日ニ立ル、割付

入用一山今八匁八分ツ、出ス

十一日甲寅、未ノ刻夕立、瑞光院殿正月斎、食堂ニ而相

勤ル

十二日乙卯 晴天

十四日丙辰 晴天、吉丸同道して出京ス、木下清兵衛殿

へ吉丸召連初而参ル、河村一右衛門殿ニ泊ル、下久世村

百性久左衛門来ル

十四日丁巳 晴天、河村一右衛門殿泊ル、上里村彦兵衛

来ル、宗門寺請状持参ス

十五日戊午 晴天、今日帰寺

十六日己未 晴天

十七日庚申 晴天、今日夕土用于致ス

十八日辛酉、晴天

十九日壬戌、晴天、下久世村太兵衛・年寄・百性九郎兵衛杯参ル、是ハ太兵衛庄屋役目只今迄ことく被仰付被下候様二との訴訟ニ来ル

廿日癸亥 晴天、覚 寺社方宝物・什物之品、江戸百日

御 目付衆御越被遊候節被掛御目候分、御書付御越可被下候、此外名石・名池・名木・名原等有之候ハ、是又

御書付可被下候、右品々之内、奇瑞等有之義候ハ、其訳

御書付^加可被下候、

右之分、来ル廿八日迄之内、御書付被遣可被下候、奉頼

候、已上、寅六月十八日 松村与左衛門印

寺社方触書如常故不留、是今光明寺へ遣ス

廿一日甲子 晴天、泉藏坊^(安岡寺)人來ル

廿二日乙丑 晴天、泰嶽院殿宗賀^(山科)七年忌明廿三日、就夫

昨晚今法事修行ス

廿三日丙寅 晴天、宗賀様御斎^(山科)二岩倉山へ皆々越山、河

村一右衛門殿登山

廿四日丁卯 晴天^{夕立}

廿五日戊辰 夕立、河村一右衛門殿帰京、市郎右衛門登

山、高屋兵九郎去ル廿二日一家江戸今来候由

廿六日己巳 晴天

廿七日庚午 晴天

廿八日辛未 晴天

廿九日壬申 晴天

(元禄十一年六月迄)